

令和6年3月清須市議会定例会会議録

令和6年2月26日、令和6年3月清須市議会定例会は、清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1 番	伊 藤 奈 美	2 番	浅 妻 奈々子
3 番	齊 藤 紗綾香	4 番	土 本 千亜紀
5 番	松 岡 繁 知	6 番	山 内 徳 彦
7 番	富 田 雄 二	8 番	松 川 秀 康
9 番	大 塚 祥 之	10 番	小 崎 進 一
11 番	飛 永 勝 次	12 番	野々部 享
13 番	岡 山 克 彦	14 番	林 真 子
15 番	加 藤 光 則	16 番	高 橋 哲 生
17 番	伊 藤 嘉 起	18 番	久 野 茂
19 番	浅 井 泰 三	20 番	成 田 義 之
21 番	天 野 武 藏		

計 21名

3. 欠席議員

な し

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市	長	永 田 純 夫
副 市	長	葛 谷 賢 二
教 育	長	天 埜 幸 治
企 画 部	長	河 口 直 彦
総 務 部	長	岩 田 喜 一

危機管理部 長
 市民環境部 長
 健康福祉部 長
 建設部 長
 会計管理者
 教育部 長
 監査委員事務局 長
 総務部次長兼総務課 長
 総務部次長兼財産管理課 長
 総務部次長兼収納課 長
 市民環境部次長兼生活環境課 長
 健康福祉部次長兼子育て支援課 長
 健康福祉部次長兼健康推進課 長
 建設部 参事
 人事秘書課 長
 企画政策課 長
 企業誘致課 長
 財政課 長
 税務課 長
 危機管理課 長
 市民課 長
 保険年金課 長
 産業課 長
 西枇杷島市民サービスセンター所 長
 清須市民サービスセンター所 長
 春日市民サービスセンター所 長
 社会福祉課 長
 高齢福祉課 長
 土木課 長

丹羽久登
 石田隆
 加藤久喜
 長谷川久高
 三輪好邦
 石黒直人
 吉田敬
 檜本雄介
 飯田英晴
 辻清岳
 松村和浩
 吉野厚之
 古川伊都子
 猿渡一樹
 岡田善紀
 林智雄
 沢田茂
 服部浩之
 渡辺由利子
 舟橋監司
 藏城浩司
 浅野英樹
 梶浦庄治
 下村辰之
 石田讓
 佐藤嘉起
 鈴木許行
 寺社下葉子
 村瀬巧

都 市 計 画 課 長
 上 下 水 道 課 長
 新清洲駅周辺まちづくり課長
 会 計 課 長
 学 校 教 育 課 長
 生 涯 学 習 課 長
 ス ポ ー ツ 課 長
 学校給食センター管理事務所長
 監 査 課 長

鈴 木 雅 貴
 伊 藤 嘉 規
 前 田 敬 春
 平 野 嘉 也
 瀬 尾 光
 大 沼 賀 敬
 高 山 敬
 吉 田 剛
 木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長
 議会事務局次長兼議事調査課長
 議 事 調 査 課 係 長

後 藤 邦 夫
 鹿 島 康 浩
 炭 竈 愛 子

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 6 名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和6年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を議題といたします。

念のため申し上げます。

一般質問については、議会運営上の申合せ事項により、質問の時間は、当局の答弁を含め40分以内となっておりますが、当局の答弁中に時間を超えた場合は、答弁は最後まで行うものとするも、質問する際は、答弁するのに十分な時間を配分するようお願いいたします。

なお、議員の1回目の質問は、議長の許可を受けた後、発言席へ登壇し、議席番号と氏名を述べてから行い、2回目以降の質問は、質問席にて着席して行ってください。当局の答弁は、自席で挙手をして、議長の許可を得てから発言してください。

また、一問一答方式により、同一答弁者が連続して答弁する場合は、所属・氏名を省略してください。

去る2月13日までに、13名の方より一般質問の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

最初に、成田議員の質問を受けます。

成田議員。

< 20番議員 (成田 義之君) 登壇 >

20番議員 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。

議席番号20番の成田義之、清政会でございます。よろしくお願いいたします。

私からは3つほど質問させていただきます。

それでは、1点目について質問させていただきます。ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税は、私の記憶では、地方から都市に出て、生まれ育った故郷が過疎化になり、支

援する制度が始まりだと思いますが、現在は返礼品の競争になっておると思われます。本市は都市近郊のため、農作物や酪農などの特産品がなく、返礼品には大変御苦勞されていることと思います。しかしながら、本市にはまだまだふるさと納税の返礼品について適した企業が多々あると思われます。そこで、ふるさと納税の在り方について、以下伺いをいたします。

1 番、本市として返礼品の発掘にはどのように努力されておられますか。

2 番、本市にあるビール会社の返礼品は、他市町のほうが安い金額で同じ返礼品をもらうことができるため、本市は不利な状況になっているのではありませんか。

3 番目、法人からのふるさと納税はありますか。

大きく 2 番目です。空き家対策についてであります。

私は以前よりこの問題に取り組んでおりますが、今回、私は方向を変えまして、違った方向からお聞きしたいと思っております。

庭木の剪定など、私、以前からしておりましたが、空き家対策、庭木など、昨年 12 月 13 日、空き家抑制課税強化のため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が一部改正されました。放置すれば、特定空家になる恐れのある空き家（管理不全空家）に対し、行政の指導に従わなければ、特定空家と同様に、固定資産税の軽減対象から外れることができるようになります。

そこで、以下伺いをいたします。

市において、国の指針に沿って独自基準を設けることができるとされていますが、本市はどのように対応されるおつもりでありますか。

2 番目です。今回の特別措置法の一部改正により、おおよそで結構ですが、市の税収はどの程度見込まれますか。

3 番、空き家の建替えや用途変更に進める「空家等活用促進区域」を導入される予定はありますか。

大きく 3 番目です。小学校入学の祝い品についてでございます。

新川町時代から、小学校入学祝品としてランドセル等をお配りし、清須市誕生後も引き続き実施しております。当時は父兄から賛否両論がありましたが、私としましては、他市では行っていない事業であり、大変評価をいたしておるところでございます。

そこで、使用後のランドセル等について、以下伺いをしたいと思います。

1 番、お配りしているランドセルは、卒業の折には家庭で処分しているのでしょうか。

2番、行政が再利用の受取窓口を設けて、返納された方に図書券と書いてありますが、これはオーバーな言い方で恐縮なんですけども、例えばの話でございますが、図書券などを配られたらいかがでしょうか。

3番目として、以前、アフリカの学校の特集で、日本から送られた中古のランドセルを使って大変喜ばれているとのことでした。本市ではこのような事業への参加は検討されませんか。

以上、中古のランドセル等を廃棄する処分ではなく、再利用の検討をお願いしたいと考えて御質問させていただく次第でございます。

御答弁よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、林企画政策課長、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長の林です。

1の①についてお答えさせていただきます。

返礼品の発掘に向けた取組として、市広報及びホームページによる呼びかけのほか、ポータルサイト事業者と連携し、市内企業等が新聞・SNS等で発信する製品情報を収集し、返礼品として提供できるか企業等に対して提案を行っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

たまたま来年ですか、市制20周年を迎えるということで、今回、鳥山さんのワッペンができました。ああいうのをワッペンか何かにして、例えば、ピンで止めるようなバッジとか、そういうものを返礼品として、例えばの一例だけども、何かアイディアはないかなと思って質問をするんですけど、うちの場合は市が6万何ぼの市で小さいところですけど、四日市なんかは専属の人が2名、ふるさと納税で専門の職員を2名採用されて、しかも、そういうノウハウのある方を2名採用されて専門でやっておられることで、かなりふるさと納税が四日市でも伸びておるといってお聞きするんですけども、それと、もう一つは職員の皆様に、特に企画のほうになるかと思うんですけども、皆さんで知恵を絞って返礼品の検討会でも今までやったことあるかね、どうですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

まず、1点目の20周年事業のロゴマークの活用した返礼品についてお答えさせていただきます。

基本的にロゴマークについては、20周年事業のPRを目的に、市が制作する啓発物に使用できるということで、そちらの許可を得ております。今回ふるさと納税につきましては、市のPRという目的がある一方で、寄附者が返礼品を得るために寄附を行うような側面もございますので、こういったふるさと納税が今回の使用許諾契約の範囲内に入っているかどうかについては、契約先と協議した中で慎重に判断していきたいと考えております。

もう1点の新規返礼品の発掘に向けた検討会の会議はやってはいないんですけども、こちらの市民協働系のほうがふるさと納税を担当しておりまして、返礼事業者の情報交換であったりとか、ポータルサイトの委託事業者、そういったのと連携をして常に新規の開拓を努めているということでございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

要は、私が言わんとすることはね、先方から納税を受けたものに対して、ただ返すというだけでなく、積極的に返礼品の発掘をして、そしてやるという行政としての意気込みがあるかということをお聞きしておるんだけど、その点どうですか。

今までのように、ラインに沿ったようなことじゃなくて、職員が独自の発案をして、お宅の方じゃなくてもいいんだからね、課長会でも何でもいいんだけど、もう少し返礼品の発掘できるような、そういう場を設けていただくということは大事じゃないかと。やれとは言ってませんよ。そういうことが大事じゃないかというんだけど、その辺はどう思われますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

新規の返礼品については、一部、市の返礼品については偏りがある部分がございますので、ほ

かの企業、新規の返礼品が開拓できるような形で、関係部署、情報収集に努めたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

それで結構です。次に移ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、林企画政策課長、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

1の②についてお答えさせていただきます。

返礼品の寄附金額は、調達価格や運用経費の合計が50%以内となるよう設定しており、調達価格や運用経費の違いから、本市のキリンビール製品の返礼品の寄附金額は、他市町と比べるとビールが比較的高い設定である一方、チューハイは低い設定となっています。市町によって、ふるさと納税のポータルサイトの数やビール以外の返礼品の充実など条件が違うことから、ビールの寄附金額の設定が高いことが、他市町に寄附金が流れている原因となっているか判断は難しいところでございますが、本市の今年度の現時点でのキリンビール製品全体の寄附額約1億3,600万円のうちビール類の寄附額は、チューハイの寄附額約1億1,700万円に対して、約1,900万円と低い状況になっております。

今後は新規ポータルサイトの追加と合わせて、寄附金額の設定を低く抑えることができるよう運用手数料が低い事業者のサービスの採用を検討し、寄附額増を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

御説明ありがとうございました。

今お聞きしたんだけど、ビールが高いということを承知で何で放っておかれておるのか、その辺お伺いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

ビールの寄附金額の設定につきましては、調達価格が影響してる部分が多くございます。清須市の場合、小売店舗が返礼品事業者としてなっておりますので、他市町だと卸であったりとか、酒販組合など、返礼品の調達価格が低く抑えられるような事業者が入ってるということがございますので、現時点でのビールは高い状況となっております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

仕入れが高いというのはおかしいと思うんだよね。一例を挙げると、例えば、山形県の長井市だとか茨城県の手取市なんかは、同じビールでも、うちより多く返礼品を出しとるでしょう。多分、調べれば分かると思います。何でこんなに差があるんかね。ビール会社は同じ単価で出しとるんだよ。だから、仕入れ先が間違ってるんだよ。うちは仕入れ先が1社でしょう。そういうことを言っとるんなら、よその県で買ってきて仕入れたほうがよっぽど安いんじゃないの。気がついて言わないかんよ。気がついてなかった。それとも、この件については前から分かっておった。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

どうしても返礼品につきましては地場産品基準がございまして、今回、清須市の場合ですと、名古屋工場のビールしか返礼品として取り扱うということができない状況になっております。仕入れ先については、どうしても返礼品事業者、小売店舗の取引先で行っているということがございますので、ビールについては、どうしても寄附金額の設定が高くなっている状況でございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

この件についてビール会社に交渉に行かれたことはあります。よそのほうが同じ金額で返礼品をたくさん出してあって、うちのほうが少ないというのは、誰が見ても清須市には注文しないよね。今までビール会社に交渉しに行かれたでしょう。その辺どう。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

名古屋工場等、情報につきましては、一度お話しした経緯がございます。ただ、直接の交渉はできないということでお答えをいただいている状況でございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

これを課長さんに責めてもあれだから、企画部長、どう思われます。よその返礼品が多くて清須市が少ない。これはビールが出んはずだわね。行政だからといって遠慮することないから企業に一応話するべきじゃないの、せっかくキリンビールが清須市にあるんだから。そういうことはおかしいことかな。僕だったらやるわね。他県では安いのに、うちだけ高い、そんなに仕入れがおかしいんじゃないの。簡単でいいです。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口です。

今、議員おっしゃられたように、キリンビールに対しまして、いかに仕入れ価格を安くするかということで、例えば、直販できるような体制でうちに卸してくれですとか、もっと小売のほうに安く提供できないかというような交渉は、私が担当しておったときに直々に交渉の方はさせていただきます。

以前は、キリンビール内にあった販売店のほうで返礼品を調達しておったんですが、そちらのほうはやらなくなりましたんで、小売店のほうで今やっておるんですけども、小売店のほうに関しまして、どうも販売量によって価格が若干変動するというようなこともありましたので、先ほど課長が言いましたように、組合ですね、そういった大きな取引先で仕入れているところは

若干仕入れも安いですが、いろいろな状況がございますので、今現在、清須市がやっている体制では、小売のほうにもある程度のお願いはしておるんですけども、今の調達価格が精いっぱいだというような状況で今やっているというのが現状です。

ただ、総トータル経費の何%というような縛りもありますので、今のところはそちらのほうを若干安くして、来年度ですね、何とか寄附金額に反映できないかというような検討はしておりますので、担当のほうも、議員がおっしゃられたようなところは重々承知した中で知恵を絞ってやっておるというところで御理解いただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

御理解するということで私も努めますけどね、ありがとうございます。

私の知り合いがこういうことを言うんですよ。清須市に出したいけども、よその山形や茨城のほうが同じ金額でようけもらえると。こんな不公平なことはおかしいんじゃないのということが耳に入るものですから質問させていただいたんですけども、努力されておるということで、結構です。

次に移ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の③の質問に対し、林企画政策課長、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長、林です。

1の③についてお答えさせていただきます。

企業版ふるさと納税の寄附実績は、令和3年度に1,000万円、令和4年度に50万円、今年度は100万円を見込んでおり、寄附金は、観光・産業に資する取組に活用しております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

清須市は、結構、大手企業がたくさん点在してますよね。なぜ、法人の納税が少ないのか、その辺どう思われますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

企業版ふるさと納税につきましては、市が国のほうに認定されました地域再生計画にのった事業に賛同した企業が納税をいたします。また、清須市以外の企業が、原則、寄附を行うということになっておりますので、あくまでも清須市の事業に賛同した企業からの寄附が行われている状況でございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

本社が全部他県ですよ。ですから、私は十分取り込めると思うんですから、ぜひPRしていただいて、加入者を多くしていただくということをお願いしていただくということで、次に移ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課の鈴木です。

2の①についてお答えいたします。

今般の空家特措法改正に伴い、管理不全空家等に関する独自基準を策定し、特定空家等となることを未然に防ぐことは必要であると考えます。

現在、特定空家等の判定については、国の指針に基づき、本市の基準を設け事務を執り行っております。同様に、管理不全空家等についても、国の指針に基づき、管理不全空家等に関する作業フローや判定基準となるチェックリストの作成等、管理不全空家等に対する円滑な事務の執行に向け検討を進めてまいります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

基準といっても、市がやられるのは基礎や柱の腐食だとか、屋根が落ちているとか、外装が変形しとるとか、シロアリだとか、ごみがいっぱい溜まるととか、そういうことの基準でやられると思うんですけども、私は、せっかく今回改正になったんだから、ぜひスピード感を持ってやっていただきたいなと思ってのんですよ。

せっかく市独自でやれるやつですから、数がたくさんあるから大変だと思うんですけども、早めにどれだけの数量があって、どれだけの税収が見込めるか分かりますから、とにかくスピードを持って調査研究をしていただきたいというお願いだね。

次に移ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の②の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課の鈴木です。

2の②についてお答えいたします。

現時点で本市に存する空き家192軒のうち特定空家等に認定した空き家は5軒あります。しかし、それ以外の空き家が特定空家等や管理不全空家等と判定される建築物かは、個別に判定を行わなければならないため、空家特措法の改正に伴う税収見込み額は不明です。

特定空家等や管理不全空家等として勧告を行うことで、固定資産税の住宅用地特例が解除されるため、所有者が対象建築物の解体・修繕に対する認識を持つきっかけになることを期待しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

おっしゃるとおり、軽減が解除されると、今現在6分の1で済むのが6倍に上がるわけだから、空き家を壊す勇氣は皆さんないんだわね。今回こういう特例措置ができたということで、清須市独自でこれを進めることができますから、おおよそ大体の税収というのは分かるんじゃないの。私が見る限り、管理の確保と特定空家の物件というのはおおよそ分かると思うんですよ。現実に把握しておられるでしょう。どうぞ。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

令和５年度に５軒の特定空家を認定したと先ほど御回答いたしました。仮にこの５軒が６分の１軽減の特例が外れた場合は、この５軒でおおよそですが、約２７万９，０００円ほど税収が上がる見込みとなると思います。確定ではございませんが、おおよそそれぐらいというふうに税務課から聞いております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

２０番議員（成田 義之君）

今おっしゃった５軒というのは、緊急代行執行のことだと思うんですよ。それは別としてね、管理不全のところが結構あるはずなんです。これを対象にしてやらんと税収上がらんとするんだわね。

私はね、今回の緊急代行執行じゃなくて、管理不能な建物を税収の対象にぜひしてほしいんだよね。そうすると、６分の１が解除されるわけですよ。莫大な税収が入ると思うんだよね。僕が知つとる限りでも、新川の近辺でかなりの数があるんです。個人の持ち物だから申し上げられなくても、今の支援される数というのは、大体つかんでおられます。分からんかね。分からなきゃ分からんでいいですよ。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

具体的な数字というのは掴んでおりませんので、この場でお答えすることはできません。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

２０番議員（成田 義之君）

確かに、行政がこの広い敷地を調査するというのは大変だから、どういう方法で調査したらいいのかというのは、宇の総代さんとか、そういう専門業者に依頼するとか、これは本当に放っておく問題じゃなくて、早急に市条例をつくって取り組むと、来年、再来年から税収が取れる見込みが出てくると思うんだよね。だから、スピード感を持ってやると結構ね、僕でもそうですけど、

6 倍になったら、放っておいてもあれだから、壊して何か再利用しようかという気になるからね、ぜひ取り組んでいただきたいという要望ですね。

次に移ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2 の③の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課の鈴木です。

2 の③についてお答えいたします。

今般の特措法改正は、空き家等の活用拡大、管理の確保、特定空家等の除却等という 3 つの柱が主な改正点となっており、空家等活用促進区域の指定については、活用拡大がその目的となります。

法に定められている区域指定の対象エリアは、経済的社会的活動の促進が求められている区域とされており、中心市街地、歴史的風致の重点区域などが挙げられています。本市において、このような空き家等の活用拡大が求められる区域があるかについては、今後調査を行い、指定の必要性について考えてまいります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20 番議員（成田 義之君）

この問題は難しい問題だよね。私有地が絡んでくる問題であって、なかなか行政がやるってことは僕は難しいと思うんだよね。今あなたがおっしゃったように、空き家の活用の拡大だとか、区域の促進でおっしゃったけども、どこの地方へ行ってもシャッター街まるけだわね。地方へ行っても何ともならん状態だよね。

うちの市で当てはめると、美濃路街道の活性化をいかにするかということだけど、先ほどお話ししたように、これも私有地が絡んでおって、なかなか難しい問題で、国はこういうことをやりなさいと言ってアドバルーンを上げているだけで、国が、ざっくりとした事業計画をやらないのに地方でやれていったって、これは難しい問題で、長期にわたってのことなのですけども、こういうことがあるよということで努力してもらおうということだわね。

最後に、3 番をお願いいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に３の①の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

３の①についてお答えさせていただきます。

使用済みのランドセルは、民間の調査によりますと、「家庭で保管する」が７１．５％、「ごみで処分する」が１４．７％、「その他、寄附する、リメイク、売却、譲渡」などが１３．８％です。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

２０番議員（成田 義之君）

今、家庭で保管するって、現実には家庭で７割も保管しておる。これは学校で調査されたわけですか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

この調査は、民間の調査によるものでございます。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

２０番議員（成田 義之君）

これは行政が民間に委託されたということですか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

株式会社グッドサービスという民間会社が、中学生の親５００名に対して行った調査でございます。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

当然、清須市のかばんのカバンの処分についてということですか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

清須市のというわけではございません。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

私が質問しておるのは、清須市の方がどうやって処分をしとるかということをお聞きしとるんですけども、全国的なことでお聞きしとるわけじゃないもんですから、清須市の小学校に上がった方のかばんをどういうふうに処理しておられるかということをお聞きしとるんですけども。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

清須市の方のというところでございますけれど、アンケートを実施したことがないもんですから、把握はしておりません。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

近隣の市町では、ランドセルを提供している市町村というのではないと思うんですね。僕は非常にいいことだと思うんですけども、中には、さっきもお話ししたように、おじいさん、おばあさんに批判を被ったところもありますけども、非常にすばらしい。出発点がみんな一緒に、「よい、どん」と言って皆さんと平等でやるということはいいいことだと思うんですけども、渡すだけ渡して、後は知らんよというのはいかなもんかと僕は思うんだよね。後はいいよと。普通の

民間企業はそうだね。物を売れば後のことは知りませんよと。勝手に処分しなさいよと。行政としては格好だけでも、出したけども、後の処分は面倒見ますよという、こういう姿勢は多少なりとも持ったらどうかと思うんだけど、その辺どう思われます、課長さん。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

議員のおっしゃることは十分理解しております。あげっ放しというのはよくないなということとは十分理解しているつもりでございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

理解だけしておって実行しなきゃ意味がないもんですから、今後どういう検討されるかお聞きしたいんですけども。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

今後についてはですけど、処分の仕方とか使用後のことについて、まず、どれぐらいのことが清須市の中で行われているかということ調査をしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

私、てっきりこういうことは調査しておられると思ったんですよ。かばんの使用後の調査を。実のことを言いますと、私の孫も、今、中学校1年生になって、新品同様に家に置いてあるんですよ。娘に聞いたら、もったいないので処分のしようがないと言うんだ。これは一例ですけど、部長さん、どうかね。今までそういうことを検討されてないというのはどう思われます。不思議で仕方がないね。民間企業だったら売りっ放しで、後は自分たちで片づけなさいと。私は嫌みを言って図書券まで持ってきた人には出せと。ただであげて、その上、また戻したらお金を配るっ

て、これは言い過ぎだったということで反省してますけども、多少なりとも、今までどういうふうに処分しておられるかぐらい検討しないのはおかしいと思わない、部長さん。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。石黒教育部長。

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。

今まで調査をしてこなかったということは、いけなかったかなとは思いますが。後段の2番、3番の質問にも絡んできますけれども、本当に清須でも70%の方が保管しているのか、捨てることができずに保管しているのか、そういったところもしっかり把握をした上で、次の2番、3番のほうの回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございます。

僕は無理にやれとは言いませんけど、何か寂しいなと。いいことはね、無償提供して回収までして次を生かすと。2番、3番のほうに移ると思うんですけど、2番に移ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、3の②の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

3の②についてお答えさせていただきます。

使用済みランドセルの再利用のための受取り窓口の設置については、ランドセルの再利用をするためには非常に有効であると思います。他の自治体の例を見ると、窓口設置は、海外寄附事業への参加など、ランドセルの活用方法と一体的に検討する必要があると考えております。窓口設置に向けて、返納者への返礼品も含め、先行事例を参考に調査研究してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございます。

今まで検討してなかったけど、今後検討するというふうでよかったですか、課長さん。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

検討していきたいと思っています。

議 長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございます。

検討して駄目なものは仕方ないけども、うまくいくようだったら、ぜひ、お願いしたいと思います。

非常にランドセルのことについては、市民から本当に評価されておるんですよ。うちの市は子育てしやすいということで、非常に一場のほうでも、最近、建売を買われる方がね、子育てが非常にいいという評判で建売を買われる方が多い。そういうことで、その一例としてこのランドセルも含まれておるんじゃないかと思うんですけども、どのようにやられるかというのは難しい問題だと思うんですけども、いずれにしても頑張っていたきたいと思います。

次、お願いいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

最後に、3の③の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

3の③についてお答えさせていただきます。

海外を中心とした寄附事業への参加については、行政が窓口となって実施しているのは幾つかあることが分かりました。ランドセルの寄附事業への参加については、教育的見地から見て、子どもたちに対して社会的貢献、環境問題を考えるきっかけとなることから、非常によい取組だと考えます。配送料などの負担や受入団体の適切な選定等の課題がありますので、調査研究してまいります。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ランドセルの受入先というのは3か所ぐらいあると思うんですけども、その辺はどんなような状況になってますか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

中古ランドセルの海外へ行く寄附事業の団体なんですけれど、代表的なもので4団体ありまして、国際協力NGOジョイセフ、NPO法人ワールドギフト、セカンドライフ、株式会社クラレ、この4つの団体が主なものと把握をしております。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

清須市内でも産廃業者とか大手の廃棄物処理業者がおみえになります。そういう人たちと一度御相談していただいて、運送賃がかかると思いますので、どういう方法でできるかということをして市内の産廃業者、産業廃棄物と一般廃棄物をやっている業者はたくさんみえますよ。市との協力関係もあると思うんですよ。事業用ごみを扱っている業者もおります。そういう方と相談していただいて、特にそういう産廃をやっている人たちは、最近ボランティアに結構力を入れておられるんです。市内でも、産廃をやっている業者の方で、今までも寄附行為をなさった方がかなりみえますよ。そういう方々と相談願って、もちろんトラックも持ってみえるし、そういうボランティアのこともやれますし、寄附もされる方はおみえになります。ぜひ、相談していただいて、お金がかからない方法もあると思いますので、努力していただきたい。私、そこを紹介してもいいですけども、ここで名前を挙げると他の事業者に申し訳ないから言いませんけども、やる方法は幾らでもあります。行政がやる気があるかないかだけです。

僕は当然こういうランドセルの問題は勝手に処分しておるんじゃないかと、何らかの方法で集める窓口があったんじゃないかと思っておったんですよ。自分の孫がそういう現実になったものですから一般質問させていただいたのが実情です。せつかくの大切なものですから、使えるもの

は大いに使うということで、利用できるものは再利用していただくように行政として努力していただきますことをお願い申し上げまして、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、成田議員の質問を終わります。

次に、齊藤議員の質問を受けます。

齊藤議員。

＜ 3 番（齊藤 紗綾香君）登壇 ＞

3 番議員（齊藤 紗綾香君）

議席 3 番、清政会、齊藤紗綾香です。

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

1. 子ども若者相談窓口の新設及び支援機関マップの策定について

これまでの一般質問でも、子どもの居場所づくりについて取り上げてきました。その入り口となる子ども若者相談窓口の新設で、この窓口は、社会的孤立や困難を抱える子ども・若者への支援を目指すためには重要な場所となります。これはこども家庭庁のこどもまんなか社会の実現に向けた考え方と一致しますし、子ども・若者の声を受け止め、最善の支援を提供する役割を果たすと考えます。

このように、子ども若者相談窓口の存在は、こども家庭庁の目指す社会、更には重層的支援体制整備事業の一環ともなります。この窓口の新設へ向けての一步として、まずはどこの窓口へ行けば何を解決できるかが一目で分かる支援機関マップがあると非常に便利であると考えます。

そこでお伺いします。

①本市が示す子どもと若者の定義は

②子ども若者支援機関マップの作成について

2. 病児保育の持続可能な運営について

以前より必要性や拡大についてお話をさせていただいていた病児保育が、令和 5 年 1 2 月に一時閉鎖となりました。病児保育は、共働き、ひとり親世帯にとって、子ども支援というだけでなく社会的支援にも寄与します。1 2 月に行われた全員協議会では、早急に再開できるように努力するとしていましたが、その後の進展についてお伺いします。

3. いじめ問題への対応と C O C O L O プランの積極的な推進について

今年度１２月の一般質問で「学びの保障」についてお伺いしました。そこでの教育長の「子どもたちにとって個別最適なものは何かを共に考え、それを支えていくこと。」との御意見をいただき、非常に共感を持ったのと同時に、教育者としての覚悟を感じ取れました。本市には、清須市いじめ防止基本方針があり、各学校においても対応はされていると思います。方針は策定することだけであってはなりません。子どもと最前線に対応している先生方へしっかり伝達、理解され、小さいいじめ問題から方針に沿った対応がされてこそ方針策定の意義があるものと考えます。

また、文科省が取りまとめた、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「ＣＯＣＯＬＯプラン」の中では、「心の小さなＳＯＳを見逃さず」や「トラブルが起きてもしっかり対応してくれる安心感」などの考えが示されています。このプランに基づき、行政、学校、保護者等、子どもに関わる全てが連携することや学校の風土の見える化を進めることにより、「誰一人取り残されない学びの保障」をより強固なものにできると考えます。

そこでお伺いします。

①清須市いじめ防止基本方針の幅広い周知の仕方

②ＣＯＣＯＬＯプランを積極的に推進することについて

４．災害時における多様なニーズへの配慮について

災害時、避難期間の避難所生活は、全ての人々が安心・安全に過ごすための重要な場所です。しかし、地域防災計画では、要配慮者の対象が愛知県の「市町村のための災害時要配慮者支援マニュアル」に準じていることもあり、ひきこもり等のマイノリティな方への配慮が十分であるとは言えません。

避難所は人々が密集し、その環境は多くの人にとって困難を伴います。今回の能登半島地震の報道から学ぶことは多々あり、特にプライバシーの確保や他者と接することが苦手な方々への配慮、支援が課題となっていると聞きます。

そこでお伺いします。

①ひきこもり（不登校）と想定される方の避難所生活について

②避難所生活及び復興期間の学びの保障

③災害時における通信手段の確保について

以上よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、１の①の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

1の①の質問についてお答えします。

国や県が示している子ども・若者育成に関する計画において、子どもとは、生まれてから概ね18歳までの者、若者とは、概ね18歳から40歳未満の者と定義をしております。本市といたしましても、国や県に準じ同様の定義であると認識しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

先日の教育会議で出た（仮称）清須こども・はぐくみ宣言の趣旨として、人口減少対策事業の一環で、子どもや若者を地域全体で育むまちづくりを推進していくという市の姿勢を宣言とし、案としてある宣言文の中でも、「子ども・若者」というワードが出てきますが、現在18歳までの子どもの相談窓口、18歳から40歳未満の若者の相談窓口はどこになりますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

18歳までにつきましては、基本的に、4月に機構改革により新設されますこども家庭センター、こちらの方が相談窓口となる予定をしておりますが、40歳未満のほうの相談窓口につきましては、今後検討してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

高校、大学を出たら終わりとならず、切れ目のない支援が求められています。年齢関係なく、1人の人を社会的自立へ向かわせる継続した支援が必要なのではないでしょうか。そのためには、子ども・若者を一貫して支援できる窓口が必要だと考えます。

大治町の事例としてお伝えしたいんですけれども、15歳から39歳までの子ども・若者、その御家族が相談できる窓口を利用された方に伺ったところ、臨床心理士が対応し、長期的に丁寧

に伴走してくれることがありがたかったとのこと。このような窓口新設にも検討くださると
ということなので進んで欲しいわけなんですけれども、まずは今、清須市にある支援機関をまとめ、
市民が一目で分かる支援機関マップがあると親切だなと感じますので、2につながるので、2の
質問をお願いします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

1の②の質問についてお答えします。

現在、子育て支援課において、関係部署と協力しながらガイドブック等を作成し、妊娠時には
子育てサポートマップを配布しております。また、子育て世代には、子育て応援ガイドを配布し、
その中には児童福祉関係、母子保健関係、障がい児福祉関係の各分野のサービスや相談先等が掲
載されております。

今後、若者までを含めた相談者への支援に何があるのかを関係部署から情報収集、整理を行い、
他市町のガイドマップを参考にしながら考えてまいります。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

それぞれの情報が細かく記載されているのも重要で必要だと思うんですけども、一目でサー
ビスが分かるもの、自分が今、必要としている支援先はどこなのか、行政と市民が双方にプラス
になると思いますので、北名古屋市のものを参考に提出しています。北名古屋だけでなく、ほ
かの自治体も同じような形式であるので、清須市もぜひ参考にさせていただいて、作成していただ
きたいと思います。

大きい2番のほうをお願いします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、2の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

2の質問についてお答えします。

本市では、病児保育事業は平成27年度から行っており、年間で平均200人程度の方が登録

し、延べ400人を超える保護者の皆様に利用していただいておりますが、事業者側の申出により、令和5年12月をもって事業を終了いたしました。

本市といたしましても重要な施策であると考えていることから、これまでに市内の医療法人と事業再開に向けて協議をしてきたところでございます。その結果、令和6年4月に再開できる見通しでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

まずは御尽力いただき、再開できる目途が立ち安心しました。

おっしゃるように、共働き世帯にとってはなくてはならないものです。子育てが安心してできるまちこそが人口増加にもつながると感じております。厚労省の病児保育事業の目的にも、安心して子育てができる環境整備を図るとあります。事業継続にも様々な事情があるとは承知していますが、夫婦だけで子育てをしている世帯や一人親世帯、生活に多大な影響を及ぼす方々が日頃利用されてますので、今回のように突然利用ができなくなることで利用者に不安や不便な思いをさせてしまう。市として持続可能な運営をしていかなければならないと思うわけなんですけど、持続可能な運営をしていく上で、市として何が課題だと感じておられますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

私どもの公立の保育園でも、保育士の確保というのは非常に今難しい状況になっておるんですが、やはり病児保育のほうでも同様に、保育士であったり看護師などの人材を安定して確保していくことが一番の課題だと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

人材確保は本当に大変だと思います。次に引き受けてくださる医療法人としっかり連携して話をしながら進めていって、継続して運営していただきたいと思います。

今回、私は、市民の方から大変困っているという御連絡をいただいて一時閉鎖のことを知ったわけなんです、市からのお知らせではなく、病院側から閉鎖の説明をまず受けたということで、説明といっても12月に閉鎖しますということだけで、その先のことは何も分からないので、この先、仕事が続けられるのか、子どもが病気になったらどうすればいいのか、不安と同時に、市が何もお知らせをしてくれないことに不信感を抱いたとおっしゃっていました。

閉鎖が本当なのかも病院側からだけ聞くより、行政から聞くことで現実的なんだなということを確認したりですとか、状況が分からないことが不安や不信感を抱く。この先のことは決まっていなから、具体的なことを発信できないっていうのも理解はできますが、まずは安心して過ごしていただくために、小さなことでも状況説明などの迅速な対応は必要だったのではないかなと思っています。

利用者の声として、自分で何とかしなくてはならないと考えたとき、ベビーシッターも考えたんですが、高額で難しい。近隣自治体の病児も、受入れが現実的ではないということで結構悩んでおられたんですが、こども家庭庁ベビーシッター割引券というものがあり、これは登録企業からでないと受けられないので、清須市もこの件について調べていただいて、登録企業が増えるよう、こういった補助事業があるなど周知推進していただきたいなと思います。出生率を維持したいとか、人口増加を目指すならそういう視点も必要なんではないかと考えます。

もう1点、利用者からの要望としてお伝えさせてください。

WEBで空き状況を確認できるようにしてほしい、そして継続利用の場合、翌日の予約もできるようにしてほしいとのことです。次の日、仕事に行かなきゃいけないという状況で、毎朝早くから診察をしてもらって、また、その後、仕事へ行くというのが、次の日、みてもらわなきゃいけないという状況は分かっている場合は、継続利用で前日の予約ができるといいなということをおっしゃっていました。ぜひ、御検討ください。

最後に確認ですけれども、4月から再開のお知らせは、いつどのようにしてくださるのかお知らせください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

お知らせのほうにつきましては、今後、広報やホームページへの掲載、それから各園や各小学校の保護者へ周知するとともに、3月下旬頃、これまで利用登録をさせていただいていらっしゃる

た方々に個別で案内のお手紙を送ることを検討しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

仕事をしながら子育てするのは、本当に余裕を持ってスケジュール管理する必要があります。年度が変わるときなんて特にそうで、ギリギリのお知らせだと結構困ります。なので、利用者の方が安心できるよう引き続き対応をお願いいたします。

次の大きい3番の質問をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、3の①の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

3の①についてお答えさせていただきます。

各学校において、国のいじめの防止等のための基本的な方針や、清須市いじめ防止基本方針を参考に「学校いじめ防止基本方針」を作成し、年度当初に教員に周知しています。学校のホームページにて、「学校いじめ防止基本方針」を周知している学校もあります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ホームページで周知しているとのことですが、生徒と保護者に対してどれだけ周知されているのかは御存じでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

保護者の方や児童生徒の方がどれくらい周知されているかということについては、把握はしておりません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3 番議員（齊藤 紗綾香君）

ホームページに掲載するということは、保護者に見ていただきやすいようにという目的なのかと捉えるんですけども、今は市内各学校ホームページに掲載されているというのは私も把握しています。私が保護者に聞く限り、やはりそういう方針があったことは知らないと言われることばかりなんですけど、ホームページにあるというのは気がつきづらいというのもあるんですけど、そもそもこのいじめ防止基本方針というものがあるという認識の保護者がまず少ないです。いるのかなというところなんですけど、本来ならどの保護者にも生徒にも、こういうものがあるよと把握していただくよう周知する必要がありますし、ホームページに記載するということは、やっぱりお伝えする必要があるもので、周知の方法を考え直さないといけないのではと感じます。わざわざホームページから探さなくても、タブレットに表示できると思うんです。PDFとかでタイトルつけて入れておけば、いつでも生徒も保護者もそこから見れますし、こういうものがあるんだっていうのが目に留まるので、前回12月のときに挙げさせていただいた、保護者の方がこういうものがあると知っていれば、双方、話が進めやすかったとおっしゃっていましたし、それを知らなかったとか、探せなかったというのが保護者側が悪かったのではないと感じております。

次の質問へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、3の②の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

3の②についてお答えさせていただきます。

本市でも不登校児童生徒が増加し、憂慮する事態という認識の下、不登校対策を進めてきました。文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COOLOプラン」を踏まえ、清須市における不登校対策プランを作成し、不登校支援を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3 番議員（齊藤 紗綾香君）

これも先日の総合教育会議を傍聴させていただいて得た情報ですけれども、令和6年9月策定を目標としている（仮称）清須ふれあいプランですよね、すごくいいことが書いてあるなと思いました。臨床心理士の先生などを積極的に人数を増やしていただきたいなと思います。

私、先日、名古屋のほうですけど、ひきこもりの学習会に参加したんですが、そこでも臨床心理士の先生とか本当に重要だなんて感じました。普通とか、社会的にとか、大人の価値観を持たず話せる専門家が必要だなと。もちろん教員経験も必要なんですけど、子どもたちにとって教員でも親でもない立場の人が入ることがとても重要だなと感じました。

前日も話しましたが、いじめだけじゃないですけど、相談を対面にこだわる必要はないんじゃないかというところで、ふれあいプランの支援目標にケアについて書いてあります。学びはケアがあつての学びであり、そのケアの多くは心の問題と書いてあるというか、すごくいいことだなと思うんですけど、いつもおっしゃるその紙媒体のアンケートで今も取っておられるのか、アンケートを取っている方法というのはどのようになっておられますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校では生徒に対して、いじめアンケートを基本は年に2回、学校によって、年3回実施しています。市の教育委員会では、年に2回、いじめの状況等調査を学校に対して実施しています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

それは紙に記入するアンケートですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

いじめアンケートについては紙で行っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3 番議員（齊藤 紗綾香君）

紙に記入することにこだわって申し訳ないんですけども、その子が気持ちとか状況をどの手段なら発信しようとしてくれるのか、それも個別最適を考えなければならないと思うんです。直接話したいのか、手紙がいいのか、チャットがいいのか、メールがいいのか、今なのか、後なのか、直接話すのが面倒くさいとか言いにくいとかいろいろあると思うんですね。そういったところからLINEやメールが楽って捉える人が日常でも多い時代ですし、私たち大人も、先方の都合を考えて、時間的な配慮ですとか、文字で残すとか、楽だからという理由でLINEやメールを使ってますよね。私は使うんですけど、それと子どもたちも一緒じゃないかなと思うんですね。直接話したい子は話をしてくれればいいんですけど、直接話さなければならないというところに、相談ということに対して重きを置くのか、まずはその子の一步が踏み出せる手段でいいんじゃないかなって思うんです。そのためには、どの手段にも対応できるように、タブレットの中にチャット形式でできるものを入れたりとか、メールも今の子どもたちすぐできるので、そういう対応ができるように早急に準備をしていただきたいですし、こういうことが個別最適なサポートにつながるのではないかなと思ってます。

教育長の穏やかですけど熱い思いを、ここの教育会議にある資料の中を見てもすごく思ったんですけど、職員全体へしっかり伝えていただきたいですし、また教員ですとか職員は、教育長のお考えをしっかり理解することに努めていただきたいです。ここに学校の先生がいないので、言ってもっていうところもあるんですけど、先日、市長が読み上げてくださった施政方針にもありましたけど、引き続き、子どもたち1人1人を全体で支えていこうという強い気持ちを持っていたきたいです。

次の質問へお願いします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、4の①の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課舟橋です。

4の①の質問についてお答えをいたします。

ひきこもりと想定される方の避難所生活においては、ほかの要配慮者の方々と同様に、会議室や間仕切りなどにより個別のスペースを設けることや、相談しやすい環境をつくるなどの対応を行います。また、避難の期間が中長期になりますと、精神的・肉体的な負担により配慮が必要と

されるため、避難者の状況に合わせて、ほかの公共施設等の２次的避難場所へ移ることも検討します。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

３番議員（齊藤 紗綾香君）

環境に対応できずに避難したくてもできない状況だと、ひきこもりの方に関してですと、やっぱり聞きます。そういう人たちの情報をまず持っていただきたいなと思うことと、要配慮者とされている方同様、学校教育ですとか福祉と日頃から連携して情報共有をしていただきたいのと、対象者として記載をしていただきたいなと。その他というところに入りますというところがあると思うんですけど、そこにひきこもりとか、そういう言葉が当事者から見てあるだけで安心するということもあるので、記載していただきたいなと思います。

また、その過程での事前準備も必要になってくると思うんです。双方で理解をし合う情報共有ですとか、学びの場も必要だと思います。そういう視点での防災教育というのも取り入れていただきたいなと思っています。部長は、そういう観点での防災教育を積極的に導入していただけるよう進めていただけますでしょうか。御意見をいただければと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。丹羽危機管理部長。

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長の丹羽です。

防災教育につきましては、教育委員会のほうで毎年度しかるべき時期に授業、あるいは授業外でいろいろ指導していただいているとは聞いております。子どもたちもそうなんですけども、私たちは全体のことで防災教育というのは大事だと思いますので、自主防災訓練を通じて、私たちが必要であれば、そのような形で現地へ出向いて防災教育を１つ１つ着実に進めたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

３番議員（齊藤 紗綾香君）

ひきこもりの御家庭とか御家族とかが、その御家族自体もどうしていいかというのが分からな
いところもあると思うので、こういうときにどうしたらいいとか、事前にどういうことを準備
しておけばいいのかとか、御家族が当事者と向き合うのも大変なところもあると思うので、そ
ういうところを福祉の観点からでも一緒に進めていっていただきたいなっています。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部長（丹羽 久登君）

ひきこもりという、私、この言葉はあまり好きじゃないんですけども、家から出られない人た
ちが、災害時において避難をした後の対応ということは、今うちの課長が答弁させていただ
いんですけども、そもそも避難をしないと本末転倒な話であります。ここ最近の清須市に影響があ
る台風等の風水害につきましては、いわゆる在宅避難で済んでいたかと思います。ただ、今後ま
た避難指示が出るような大きな台風が襲来したとき、あるいは能登半島のようなあんな大きな地
震が起きたときには、指定避難所のほうに避難されるというのは不可欠だと考えております。

そこで、今現在、連携という話が出たんですけども、今、社会福祉課のほうで避難所に避難を
するに当たって自力で避難できない方につきまして、具体的に申し上げますと、要介護3から
5の方、あるいは身体障害者の1級、2級の手帳のお持ちの方、主な方なんですけども、そう
いった方に対しても、個に対して避難の個別計画を策定してございます。これは民生委員の協力を
得たり、あるいは地域の自主防災の役員の方にも協力を得て、今、着々と進めております。

そういった方たちを含めて家から出られない人に対しても、当然、自力で避難できないとい
うことでございますので、そういったことをですね、避難所に行けば個に対してスペースがあり、
配慮してあるといったことも申し添えて、その方たちが本当に命の危険性を感じて身の安全を守
ると思っていただくようにアナウンスして、そして理解をしていただいた中で避難していただく
ように、また行政もそのような形で、民生委員、あるいは自主防災の役員の方々に協力して
いただけるよう行政が中心となって発信といいますか、呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

頼もしいお言葉です。

どこにそういう人がいるというのを知っておく必要があると思いますし、地域の方と協力しながらサポートできればいいなと思うので、ぜひ進めていってください。

次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、4の②の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

4の②についてお答えさせていただきます。

児童生徒の安全確保が大前提であります、学習機会の確保については、復興状況に応じて学習の継続を図ってまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

日頃からタブレットで授業を受けられるようにすることが、不登校のことだけでなく、こういう災害時にも役立つのではと思います。通信手段の1つにもなりますし、市からの情報発信や安否確認にも使えるので、今タブレットの持ち帰りが学校によって様々だと思うので、日頃もそうですけれども、タブレットも持ち帰っていたほうがこういうときのためにもいいのではないのでしょうか、御検討ください。

次、3番お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、4の③の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

4の③の質問についてお答えをいたします。

災害により通信がつながらなくなった場合には、市内の指定避難所及び福祉避難所に整備している特設公衆電話を使用することにより通話が可能となり、通信事業者各社が開設する災害用伝言サービスにおいては、安否確認などに使用できます。

また、市内の小中学校の体育館には災害用無線LANが整備され、災害時には無料でインター

ネットに接続できます。

そのほか、主要通信事業者が参加している一般社団法人無線LANビジネス推進連絡会、通称Wi-BiZによる00000JAPANの取組により、被災自治体の災害対策本部と通信事業者が協議を行った上で、避難所等において公衆無線LANサービスの無料提供を受けることが可能となっています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

00000JAPANの利用をお考えとのことですが、これは通常の携帯キャリアやアクセスポイントをアクセスフリーにすることなので、基地局やアクセスポイントが壊れていると利用できなくなります。今回の能登半島地震でも道路の寸断などにより基地局の修復が難しく、2022年より日本での利用が可能となった衛星インターネットのスターリンクを使用していました。地上インフラに依存していると災害時にはどうしても脆弱になるので、再度御検討をお願いしたいと思います。

また、00000JAPANの通信網では接続時に認証が必要なくなるので、セキュリティ面やアクセス集中により利用が制限されてくる懸念もあります。

一方、スターリンクは地上インフラに依存されないので、通信速度も安定して速いですし、アクセス集中による制限もなく、さらにはセキュリティ面でもエンドツーエンドで暗号化されているので、非常に安心して利用できます。災害時だけでなく平常時でも利用できるのも、スターリンクのアンテナを体育館ですとか避難所に置いておくのもよいかなと思います。通信網については、スターリンクの使用でかなりのことが解決できると思いますが、その根本である非常用電源の確保も重要な問題で、発電機等を全て市で準備するのはコスト的にも厳しいのかなと思います。なので、清須市内とか近郊にある建機リース会社との連携も、運搬方法を踏まえ十分に対策を練っておく必要があると思います。御検討ください。

以上で私の質問を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、齊藤議員の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

1 1時まで休憩いたします。

(時に午前 1 0 時 4 6 分 休憩)

(時に午前 1 1 時 0 0 分 再開)

議長 (伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、富田議員の質問を受けます。

富田議員。

< 7 番議員 (富田 雄二君) 登壇 >

7 番議員 (富田 雄二君)

議席 7 番、清政会、富田雄二でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まずは、正月に発生しました能登半島地震でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。

私からの質問は、この能登半島地震の実情を基にしまして、本市の水道事業について質問させていただきます。

水道事業は、快適な市民生活を営む上で欠くことのできない重要なインフラであり、水道水の安定供給を確保するとともに、地震等の災害時においても、可能な限り給水を維持するためには、排水管路の耐震化の早急な対策が必要とされております。

厚生労働省が行った全国の水道施設の耐震化調査結果によると、令和 3 年度末時点において、導水管や送水管などの基幹管路における耐震管の布設割合である耐震管率は全国平均で 2 7 . 4 %、耐震適合性のある管の割合である耐震適合率は 4 1 . 2 %となっており、まだまだ地震に対する備えが十分であるとは言えません。

今年の正月に発生しました能登半島地震におきましても、各地で断水が続き、避難生活においても大きな影響を及ぼしております。国は、今後、発生が想定される南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する取組として、2 0 2 8 年度末までには、基幹的な水道管の耐震適合率を 6 0 %以上に引き上げる目標を掲げております。

現在、本市の水道は、春日地区を除いては名古屋市からの給水となっており、春日地区は、県営水道からの受水と地下水をミックスさせ、配水塔から自然流下方式で各戸へ給水を行っております。布設後 4 0 年以上経過している配水管路も多く、耐震化率も低い上、液状化発生の危険性

も高く、同じ震度であっても管路被害率はほかの地区に比べて高くなると思われます。春日地区の水道施設の耐震化については、平成２７年に策定しました「清須市春日地区配水管路等耐震化計画」に基づいて、重要給水施設への配水管路等から優先的に耐震化事業を実施しておりますが、令和４度末時点での耐震化率は１３．７％で、まだまだ安心できる数字ではありません。また、春日地区の水道料金については、住民負担の公平を図ることを目的に、清須市全域が名古屋市上下水道局の料金体系に統一されております。供給体制の一元化に向けては、これまでも名古屋市の水道事業への移管が協議されておりますが、いまだ見通しが立っておりません。

そのような中、昨年１０月、愛知県企業庁は、春日地区も給水を受けている県営水道の使用料について、燃料価格の高騰に伴う電気料金の増額などの理由で収益的収支が悪化したことにより、今後の健全な水道事業を確保するため料金改定を実施したいと発表いたしました。

そこで、今後の本市の水道事業について、以下お伺いいたします。

①配水場施設の緊急時における機能について

②配水管路耐震化の進捗状況について

③名古屋市上下水道局との移管協議について

④水道料金の値上げについて

以上、よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、①の質問に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

上下水道課長、伊藤でございます。

①の質問にお答えいたします。

春日配水場にある配水塔には緊急遮断弁が設置されており、震度５以上の地震で弁が閉まります。また、１時間当たり４５０立方メートルの排水流量を検知した場合など緊急時には、上層流出弁が自動的に閉まり、水の流出を防ぎ、配水塔内に水を貯留します。貯留された水は配水場内に給水栓を設置し、市民の方への応急給水に利用いたします。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

７番議員（富田 雄二君）

ありがとうございます。

今の答弁ですと、春日配水場の配水塔というのは、震度５以上で自動的に弁が閉まり、水の供給は止まるということですが、私自身、震度５というのは体験したこともなく、どれぐらいの被害が出るのか分かりませんが、震度５で春日全域が断水ということになると、その影響は大変大きなものとなります。断水した場合の復旧対策といたしますか、どういう手順で断水が解消されるのか、要は、配水場とか配水管に異常がなければ、すぐにでも機能回復していただけるという理解でよろしいですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

まず、震度５以上、地震発生した場合ですけれども、当然、配水場施設等の点検等に職員が伺うことになりまして、その中で点検を行った上、異常がなければ緊急遮断弁を自動的にではなく手動で開放することが可能となります。その後、水を送ることができますので、開放した後、排水流量を確認しつつ、道路に布設されている配水管の漏水等の調査を行い、その修繕を行って排水流量の確保をしていくことになると思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

７番議員（富田 雄二君）

今、点検をして異常がなければ水を流していただけるということですが、最初に答弁された、１時間当たり４５０立方メートル、この排水流量を検知した場合も弁が自動的に閉まってしまうと。これは太い排水管が破損して、そこから漏水しているような場合ですね、そこから水がようけ出ちゃうもんですから、そういった場合だと思いますけど、今の説明だと、一旦、手動で開放していただいて、流量が全角４５０立方メートルですね、に達しなければ、水を流しながら漏水箇所について修繕していただけると、そういう理解でよろしいですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

そのとおりでございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7 番議員（富田 雄二君）

ありがとうございます。

では、万一、破損がひどく、弁が遮断されてしまって、春日全域が断水してしまった場合、配水塔内に水を貯留し、応急給水に利用するということですが、春日地区にはネギヤ公園の地下に貯留水槽があります。この貯留水槽と先ほど言われた配水塔に貯留した分と合わせて、どれぐらいの量が貯留されるのか。また、それは仮に春日の住民皆さん全員が応急給水をした場合、何日ほどこれで対応できるもんなんですか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

春日の配水塔は上層と下層に分かれておりまして、上層は1, 800立方メートル、下層は2, 200立方メートルの容量があります。満水で4, 000立方メートルの水を貯めることができます。ネギヤ公園の貯留水槽は60立方メートルでございます。合わせて4, 060立方メートルとなります。

1人1日3リットルの水が必要とされており、1日3リットルで計算しますと約150日となりますが、日本水道協会の資料によりますと、災害発生時から3日目までが1人1日3リットル、4日目から10日目までが20リットル、11日目からは100リットルの水が応急給水に必要とされる厳しい資料がございまして、この資料に基づいて計算いたしますと、約13日となります。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7 番議員（富田 雄二君）

そうですね。確か私も理解してるんですけど、1日3リットルというのは、これはたしか飲み水だけの必要量ですので、トイレだとか、風呂だとか、そういった生活用水を賄おうとするには、それほど私も対応できるとは思っておりません。

今回の地震でも絶対に生活用水が足りないと何度も報道されております。最初にお話したように、春日配水場というのは地下水も汲み上げております。この配水場の地下水はそういった

緊急時に常時くみ上げられるような設備になっておるんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

配水場には自家発電設備がございますけれども、この自家発電設備は、配水塔管理棟にあるポンプ、配水塔の上層へ水を送るためのポンプ用に設置されているものでありまして、地下水の汲み上げには対応をしておりません。そのため、中電の復旧を待って井戸が汲み上げられる状態になると思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

そうすると、地震等によって停電になったという場合は、地下水は利用できないということですね。

それと、まさか春日の配水塔自体が倒れるというようなことは私はないと思っておりますが、万一、配水塔自体に不測の事態が起こった場合とか、また、今回の地震でも一部の地域でありました、県水の浄水場からの送水管自体が破損して、配水場にまでも水が供給できなかったというような事例もございました。そうした不測の事態もあるわけですから、せっかく地下水を汲み上げるような設備があるんでしたら、貴重な水源を常時も有効できる設備の改良が私は絶対必要だと思っております。これは強く要望しておきます。

それと、これまで春日地区だけの応急給水について伺ってきましたが、春日以外の名古屋市上下水道局の応急給水施設というのはどこにあって、どのように利用できるのかお伺いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

春日地区を除く地域におきましては、名古屋市上下水道局が整備した応急給水施設が清須市役所本庁舎、旧清洲庁舎跡地、花咲公園に応急給水施設が整備されており、大規模地震発生後、名古屋市上下水道局職員、または名古屋市上下水道局が応援協定を結んでいます民間事業者が仮設給水栓を設置することになっております。また、各小中学校には、市民の皆様自ら給水栓を開設

することも可能な地下式給水栓が整備されております。このことにつきましては、名古屋市上下水道局の公式ウェブサイト、災害時に役立つ施設の検索で確認することができます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

今、春日を含めて清須全域の一時的な応急給水というのを説明いただきまして、理解はいたしました。

今回の能登半島地震でも、ライフラインのうち水道の復旧というのが一番時間がかかっております。避難所の様子がマスコミ等で取り上げられてるのを見ましても、断水の影響というのが一番避難生活にこたえると何度も報告されておりました。それゆえ、一刻も早い断水の解消というのが望まれるわけですが、この水道復旧までの全体的な給水体制はどのようなになっているんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

給水体制につきましては、貯留された配水塔、ネギヤ公園の貯留水槽の水を活用できるよう職員体制を整えた上、給水栓による応急給水を行います。また、災害時応援協定に基づき、麒麟ビール株式会社名古屋工場からの水も活用できることとなっております。併せて、日本水道協会への応援要請を行うこととしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

麒麟ビールと協定を結ばれているということを今お聞きしましたが、私も把握しているのは、ペガサス春日、これは災害対策として地下水を汲み上げる設備を確保しておられて、地域の人にも利用できるとパンフレットにも書かれております。私も確認したんですけど、建物の外にたしか蛇口が4つ、5つ設置されておまして、そういった災害時に利用できるような設備となっております。

また、兵庫県の伊丹市では、阪神淡路大震災の後、避難所に指定されている24か所の全小中学校に生活用水として活用できる防災井戸というのを設置いたしました。普段は花壇の水やりなどに利用したりして、誰でも使用できるようになっているということでございます。

本市においても、ほかにこうした井戸水を汲み上げる設備を持っている企業とか施設というのは幾つかあると思いますが、市として把握されておるのかどうか。これは危機管理のほうなのか、お聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。丹羽危機管理部長。

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長の丹羽です。

本市では、まず、今、上下水道課長が申し上げました災害応援協定を締結させていただいておりますキリンビール名古屋工場と、地下水があるということで、飲料水として約2,300トン確保されていると聞いております。市民の方の人口が6万9,000人と仮定しまして、1日3リットルですと11日分供給できるという内容となっております。

私が知り得る情報なんですけども、ほかに主な企業としましては、三菱重工とか豊和工業、そしてヨシヅヤ清洲店が地下水を確保してみえるという話を聞いております。飲料水ではないんですけども、災害時には生活用水として地下水が必要な場合、それぞれの企業の方たちが協力していただけるようお願いするというふうには考えておりますけども、どのような手法で提供していただけるかがポイントでございます。災害応援協定の締結も視野に入れながら、相手企業の方と調整を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

ありがとうございました。

今、幾つかの企業も井戸なんかを設置されておると。ほかにも個人でも使用されているところもあると思うんですね。そういうところも含めて、絶対に緊急時には必要になってくると思いますので、そういったところも含めて協力要請なりを進めていっていただきたいと、そういうふうに思っております。

今回の能登半島地震でも井戸水の重要性というのは改めて認識されております。私は、南海トラフのような大震災が起きたときは、先ほど水道課長も言われたけど、応援給水ですか、いろいろ頼まれるということでございますが、幾ら応援要請しても、南海トラフの場合だと太平洋側が全体的に広い範囲で被害が予想されるわけで、なかなか要求どおりに水を確保できないと、そんなふうに思っております。絶対的に生活用水が不足するのは間違いないと、そのように思っております。

最後に危機管理部長にお聞きしますが、本市は、絶対的に不足するであろう生活用水の確保についてどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部長（丹羽 久登君）

水の確保ですけども、私は飲料水と生活用水と2つに分けられると考えております。

まず、飲料水につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、小中学校全て12校の周辺といいますか付近に地下式給水栓があります。井戸水ではございません。そして、本庁舎と西枇杷庁舎、清洲庁舎、この3か所にも地下式応急給水栓がございます。加えて、本市の備蓄食料として、500ミリリットルのペットボトルが約1万7,000本常備されております。まだまだ足りないかも分かりません。ネギヤ公園の話も出たんですけども、これも地下水ではございませんけども、60トンの耐震性の飲料水兼用の貯水槽があり、また新川地区には土器野神明社、これは今度、野々部議員と清掃に立ち会っていただくところなんですけども、そちらでも100トンの飲料水兼用の水、そして清洲地区には伊織公園50トン、それから高島公園に40トンの貯水する施設がございます。プールについては生活用水として利活用できると思うんですけども、12校ございます。また、加えて新川高校もございます。

井戸水の話なんですけども、御承知かと思えますけども、春日地区と清洲地区には防火用の井戸が約70か所あると聞いておりますし、把握しております。そういった井戸水の活用ということも期待できるのではないかなと思います。

最後に、ちょっと乱暴かも知れませんが、本市には3河川という重要な河川がございますけども、生活用水として、トイレだとか、そういった何かに利活用できるという方法でいうと、藁をもすがるの気持ちとして、河川の水も活用できるのではないかと感じております。

議員がおっしゃられます地下水というのは100%担保できるような施設だと思いますので、

また、今の生活用水、飲料水の確保状況から鑑みて、まだまだ足りない。必要であればまた状況に応じて井戸水を掘るというのも1つの手法だと感じております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

ありがとうございました。力強いお言葉をいただきまして少し安心いたしました。

次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

上下水道課、伊藤でございます。

②の質問にお答えいたします。

令和4年度末で配水管路の総延長6万7,215メートルのうち配水管路の延長は9,210メートルとなり、耐震化率は13.7%でございます。

令和4年度の主な工事内容としまして、配水管路等耐震化計画に基づき、重要給水施設への耐震化を71.1メートル、また配水管の漏水に伴う更新工事に63.7メートルの管路を耐震管にしております。

物価高騰、近年の社会情勢の変化に伴い、設備更新に投資する資金調達が課題となっており、計画どおりに進んでいないのが現状でございます。自己資金のみで事業を進めていくことが困難となるときは、健全な事業運営を確保するために一般会計からの出資をお願いしていくことになります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

今、計画どおりに進んでないと言われましたが、以前、何年か前ですかね、同僚議員の一般質問の答弁でもございました、平成28年から平成37年度、要は令和7年までの10年間で、県の生活基盤施設耐震化等補助金を活用して水源地から重要給水施設までの配水管路の耐震化を進

めていくと、このように答弁されておりますが、現在、具体的に重要給水施設のどこまでが完了しており、今後の予定がありましたらお聞かせください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

現在、重要給水施設として位置づけている施設のうち春日小学校、春日中学校、春日老人福祉センター、春日グラウンド、五条川リハビリテーション病院までの管路の耐震化は完了しております。現在はネギヤ保育園、ネギヤ公園への管路の耐震化を実施しております。ネギヤ公園への管路の耐震化が完了した後は、配水場より東側にありますはるひ呼吸器病院、中之切保育園、特別養護老人ホームへの管路の耐震化を実施していく予定でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

その辺、今聞きますと、令和7年までには完了できそうにないですね。では、県の補助金というのは、今言われた重要給水施設までだけではなく、今後の配水管の布設替え全てに利用できるものかどうかお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

現在の補助金につきましては、重要給水施設に位置づけている施設への管路の耐震化が対象となっており、通常の配水管路の耐震化は補助の対象となっておりません。しかしながら、令和6年度より国において厚生労働省が所管しています水道事業の事務が国土交通省に移管されることに伴い、補助金の内容等についても情報収集に努めて、可能な限り補助金を活用していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

そうすると、最初に答弁されております配水管の漏水に伴う令和４年度の更新工事ですね、六十何メートルとか先ほど言われましたけど、これには補助金が入っていないということですね。たまたま漏水が発生したから耐震化に替えたということだろうと思いますが、この補助金対象外の配水管路、例えば、私事で申し訳ないんですが、私が住んでいるような集落の中心を通るような主要管線の老朽管対策、これはどのように考えておられるのかお答えください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

重要給水施設への配水管以外でございますけれども、こういった老朽管につきましては、漏水が発生したときや下水道工事などの他工事により支障となった場合には、当然耐震管へ更新してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

７番議員（富田 雄二君）

分かりました。

では、ちなみにですけど、春日以外の名古屋市上下水道局管轄の清洲地区だけの耐震化率って分かりますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

申し訳ありません。清洲地区だけの数字はございません。しかし、名古屋市上下水道局の給水区域における基幹管路、導送水管、配水本管でございますけれども、こちらの耐震適合率は７９．８％となっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

７番議員（富田 雄二君）

清洲だけの数字はないということでございますが、比較は難しいかもしれませんが、私は少な

くとも春日地区よりは他地区のほうが耐震化が進んでいると、そのように思っております。

それにですね、今いろいろ進められておる下水道の整備事業ですね、これに指定されて下水管も設置するとなった場合、当然、水道管も耐震管に替えられとるんじゃないですか。どうなんですか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

支障移設の際につきましては、当然、耐震管への布設替えを行っていると考えております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7 番議員（富田 雄二君）

そうですわね。せっかく道路に穴を掘って下水管を設置するんだったら、ついでに老朽化した水道管も当然布設替えしますわね。いずれにしても、春日地区以外というのは順調に耐震化が進められているというわけで、これから本当に大災害が起きたとき、春日地区の水道管だけがずたずたに破損したということにならないように、ぜひとも春日地区においても耐震化をしっかりと進めていっていただきたいと強く要望いたします。

3 番お願いします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、③の質問に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

③の質問にお答えいたします。

本市水道事業の名古屋市上下水道局への一元化に向けた移管協議は、平成25年度より清須市上下水道課、名古屋市上下水道局、愛知県企業庁、愛知県生活衛生課との4者で会議を毎年実施しております。そして、関係者の取組について意見交換、情報共有を行っております。

名古屋市上下水道局への移管につきましては、国の水資源開発基本計画（フルプラン）、こちらの木曽川水系の改定が必要となり、現在、情報収集に努めております。フルプランの改定後は、給水の一元化に向け、法手続などの必要な手続を行っていくものであり、今後も関係機関との調整を行ってまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7 番議員（富田 雄二君）

これまでいろいろと協議を重ねていただいているということで大変ありがたいことですが、実際、名古屋市上下水道局への移管となった場合、水利権の問題などで愛知県に対してこれ解約金というんですかね、違約金というんですかね、そういったお金というのは発生するものなんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

こちらにつきましては、旧清洲町の水道事業の移管のときでございますけれども、このときにつきましては、愛知県へ県営水道からの受水廃止に伴う負担金を協定に基づいて支払っております。春日地区の水道事業の移管のときにつきましても、同様な負担金が発生すると思われます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7 番議員（富田 雄二君）

今、愛知県に対しては負担金が発生すると言われたわけですが、逆に、名古屋市に移管された場合というのは、名古屋市には今ある春日の設備ですね、これを買ってもらえるということですよ。その差額が市の負担金になると、そういうわけだと思います。

いずれにしてもですね、春日地区が名古屋市上下水道局から給水を受けるためには、今、名古屋市の水というのは、大治の浄水場から、たしか国道 302 号の下に太い送水管が走っておりますが、そこから今の春日の配水場につながり、それとも違うところにつながり、分かりませんが、いずれにしても新たな送水管なり、ポンプ設備というのは必要になってくると思います。そういった費用負担もかかるわけで、そういう細部の話合いというのはこれまでなされとるわけですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

四者会議におきましては、水道施設の整備改良や切替えに伴う費用負担については、整理・調整が必要な事項として名古屋市上下水道局とも共通認識を持っておりますが、現段階では細部までの話し合いはまだそこまでは至っておりません。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

それでは、国のフルプランが改正されたら、どれぐらいの期間で一元されると市のほうは考えておられるのかお答えください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

フルプランの改定後に愛知県名古屋市上下水道局との細部についての調整を図っていく必要があります。改定後約5年程度での移管を想定しておるのが現状です。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

そのときに、当然、細部の話し合いもされるということですが、そのときには春日地区の配水管の耐震化率も当然話題になってくると思います。名古屋市だって老朽化が進んでいるような春日地区の水道管を買う前に、清須市のほうでもっと耐震化を進めてくださいと、そのように言ってくると思うんですね。清須市としてはこの事業の一元化を望むところでございますので、今後そういった場合にですね、これからはしっかりと協議のほうを進めていっていただきたいと、そのように思います。

4番、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、④の質問に対し、伊藤上下水道課長答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

④の質問にお答えいたします。

本市の水道料金は、市民負担の公平を図るため、名古屋市上下水道局の料金体系に統一しております。そのため本市単独で料金値上げをすることはなく、名古屋市上下水道局の料金改定に合わせて本市の料金改定を行っていくものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

ありがとうございました。分かりました。

ということは、春日地区だけ水道料金が上がるということはないわけですね。では、名古屋市の方は今のところそういう料金改定の話というのは出てないですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

今のところ名古屋市上下水道局からは料金値上げをするという情報はありません。水道料金の値上げは市民生活への影響が大きいことから、名古屋市上下水道局の動向に注視し、情報収集、情報共有に努めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

新聞にもございましたが、愛知県としては、2024年、今年の10月ですね、2026年4月の2段階で使用料金の改定をしないと、こう言っとるわけですが、本市を含めた受水団体との調整というのは既に終わっていて、本市としても了解されているのかどうか、それをお聞きいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

県営水道の料金改定につきましては、愛知県と各受水団体の間で4回の説明会が開催され、今回の料金改定が、電気料金や物価の上昇による維持費の増加によるものであり、県営水道の経営

が厳しい状況にあるということの説明を受けておりました。料金改定の必要性については理解しているところでございます。

今後、条例改正議案を2月の県議会へ提出するという形で聞いておりますので、現在の県議会のほうに提出されていると思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

そうすると、2月の県議会のほうではほぼ可決するだろうということだろうと思います。確かに、水道事業というのは、電気やガスといった民間企業が担うインフラ事業とは違いまして、自治体の事業ということもあり、水道料金の値上げというのは住民の理解を得ることが大変難しいと思われると思います。

しかし、今後、県水の料金が上がるとなれば、本市の水道事業会計も厳しいものとなります。本市も、令和4年度決算でも一般会計より1億円の出資を受けております。最初の答弁にもございましたが、今後も一般会計からの出資をお願いしていくことになると、課長が述べられておるわけですが、一方で、水道事業会計の地方債が来年、令和7年には償還されます。健全経営を維持するために設備投資を控えるというのでは困ります。水道管の耐震化も滞りなく進めてもらわなければなりません。私としてはですね、一般会計からの繰入れ、また起債も活用しまして、耐震化の推進を願うところですが、最後にもう一度、課長のほうから、本市の水道事業についての今後の方針、また見解などございましたらお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

水道事業につきましては、今後、人口減少、節水機器の普及に伴って給水収益が減少していくものと思われませんが、将来にわたって安定的に水道サービスを提供し続けるには、適切な維持管理及び老朽施設の改修更新が必要であると思っております。健全な施設を維持することが必要です。

先ほども議員もおっしゃっておりますとおり、物価高騰等、近年の社会情勢の変化に伴って設備更新に投資する資金調達が課題となっております。一般会計からの出資だけではなく、現在借

り入れている企業債の返済が令和7年度に終了することから、その資金を設備投資に活用していくことも必要だと思っております。また、新たに企業債を借り入れて設備更新を進めていくことも資金調達の一つであると思っておりますので、今後、名古屋市上下水道局への移管協議を進めながら適切な設備更新に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

大変力強いお言葉をありがとうございました。

今回の能登半島地震では、本当に水の大切さを痛感いたしました。震災関連死の多くというのは心筋梗塞や脳梗塞で亡くなっており、トイレを無理に我慢して水や食料を取らなかったということで血液の流れが悪くなり、心臓に負担をかけたことが原因だと言われております。これも断水によってトイレの水が使えなくなり、トイレに行くのを我慢してしまうからであります。近いうちに南海トラフが発生すると随分前から言われております。市民の安心安全、また命を守るためにも水道管の耐震化の推進、また生活用水の確保について本市も全力で取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、富田議員の質問を終わります。

ここで午後1時15分までお昼の休憩にいたしたいと思います。

（ 時に午前11時39分 休憩 ）

（ 時に午後 1時15分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、飛永議員の質問を受けます。

飛永議員。

< 11番議員（飛永 勝次君）登壇 >

11番議員（飛永 勝次君）

議席11番、公明党、飛永勝次です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして

一般質問をさせていただきます。

大きく2点質問をさせていただきます。

まず、はじめ1点目、ドローンを活用した災害危機管理について。

このたびの能登半島地震にてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早く平穏な日常が取り戻せるよう、そして心の復興が成し遂げられるその日まで支援を続けてまいります。

さて、このたびの地震において、ドローンからの災害状況の映像をマスコミやネットで御覧になられたことと思います。また、一刻も早く救援活動を安全に効果的に進めるための現地の状況確認や現地までの道路の状況確認、さらに、医薬品や緊急物資の輸送にも活躍しているとの話も聞いております。高性能化したドローンの積極活用により、社会課題の解消を推進し、また、その運用リスクに対応するため、国土交通省は2022年12月5日より国家資格制度の運用を開始しています。この資格はドローンを操縦するために必須ではありませんが、航空法によって無人航空機としてドローンを位置づけ、平時と災害時に立て分けて、詳細に飛行条件、操縦条件や飛行禁止区域と可能区域の設定、機体の登録、事前の飛行計画の提出など、安全な運用と効果的な活用が実現できるようルールが定められ、資格制度が設けられました。本市においても平成30年に、行政活動におけるドローンの活用について、県内唯一のメーカーと協定契約が締結をされております。ドローンを活用した災害危機管理について伺います。

①現在ドローンメーカーと締結されている協定の内容について

②災害時にドローンの活用ができることは、災害危機管理上、非常に有用であり、必要であると考えます。その活用の必要性の認識、所見、見解について

③ドローンを災害時に効果的に活用するため、ドローン災害危機管理講習を国土交通省認定管理団体・講習団体であるドローン国家資格登録講習機関が実施をしております。この講習は一般社団法人救急医療・災害対応無人機等自動支援システム活用推進協議会、通称EDACの認定を受けております。その講習を受け、認定された「ドローン災害危機管理者」は、自治体の災害対策本部と緊密に連携を取る役割を担います。また、ドローンの操縦者及びその補助者に対して飛行目的について必要な指示を出し、災害状況の情報収集や医薬品などの物資の輸送などを行います。そして、収集された情報を基に、災害対策本部により迅速に、的確に災害対策が進められていくものと考えます。災害時のドローンの効果的な運用には、目的の明確化、事前の準備と技能習得、訓練が必須です。活用に当たっての認識と問題や課題について。

続きまして、子どもを被害者にも加害者にもさせないＡＩペアレンタルコントロールアプリの活用について。

この１０年ほどでスマートフォンの世帯保有率は、９．７％から８８．６％と著しく増加をいたしました。総務省「令和４年版情報通信白書」情報通信機器の世帯保有率の推移から。スマートフォンの普及によりＳＮＳの利用者が増え、近年では、撮影した写真や動画をＳＮＳ等のアプリを通じてインターネット上でシェアすることが定着してきました。スマートフォン保有率の高さは子ども社会にとっても例外ではなく、内閣府（令和４年度青少年のインターネット利用環境実態調査）令和５年３月の調査によると、子どもが自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学生が６４％、中学生が９１％、高校生が９８．９％です。同調査によると、「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のいずれかの機器で撮影や制作、記録をする」と回答した青少年１，１４３人に配信したことがあるかを聞いた結果、小学生は１７．９％、中学生は２０．３％となり、高校生になると２７．９％という結果でありました。

このように子どもにとって身近なスマートフォンでの写真・動画撮影とＳＮＳ投稿ですが、個人的な情報を公開する行為であることから、保護者も子どもと一緒に様々な危険性があることを理解する必要があります。

インターネット上での自撮り写真、動画の共有に潜む危険は、子ども自身が被害者になることも加害者になることも想定されます。近年では、学校配付の学習用タブレット端末による自撮りや盗撮による問題も全国的に見受けられます。

愛知県警によりますと、ＳＮＳなどを通じて子どもたちに裸や下着姿などを自撮りさせる手口が全国的に広がり、愛知県内では令和４年度に、中高生などを中心に３６人の被害が確認されているということです。こうした子どもによる性的な自撮りに関する被害が増える中、令和３年秋、愛知県警が被害を防止する策について、起業家を育成するプロジェクト団体に相談をしました。参画されていた藤田医科大学が名乗りを上げ、産官学の連携の下、ＡＩ（人工知能）を利用して被害を防止するアプリが開発されました。このアプリは、子どもを守るという意味から、「コドマモ」と名づけられています。

「コドマモ」は、子どもが自分のスマートフォンで裸や下着姿などのわいせつな画像を撮影・保存した際、ＡＩが撮影データを判別し、画像を削除するよう促す通知が表示されるとともに、保護者にも通知されるというペアレンタルコントロールができるシステムであります。ＡＩはサーバーを介さず端末上で完結するため、画像は端末の外に共有されることはなく、プライバシー

は保護されます。このアプリは、スマートフォンにインストールすることで画像フォルダとアプリが連携し、撮影データが画像フォルダに保存される際にAIが判別するため、あらゆるアプリ内の機能による撮影画像に対しても判別可能となります。また、子どもが今どこにいるのか、リアルタイムで位置情報の確認ができます。

このアプリは令和5年3月より無料配信が始まっており、同年3月には国連のイベントにおいて社会課題を解決するアプリとして紹介されました。（令和5年3月6日開催、女性の地位委員会。）今後はアプリの利用時間管理、歩きスマートフォンの防止、SNS上の危険なチャット検知、課金防止対策の機能が追加される予定とのことです。

令和4年の愛知県内での児童ポルノ事犯などの被害者の4割は中学生だったことから、令和5年7月、全国で最も平均年齢の若い長久手市の中学生を対象に、この「コドマモ」アプリを使い実証実験が行われました。長久手市の3つの市立中学校に対し、愛知県警は市と共同で7月10日から3か月間、市内の中学校の生徒およそ2,000人を対象に「コドマモ」の利用を進めて、アプリの有効性や親子関係の変化などの効果について検証が行われました。

調査に協力した中学生1,522人のうち27人が「裸や下着姿の写真を送るように言われた」と回答したことが検証結果として報道されています。令和5年12月4日21時40分の東海テレビネット配信より引用しました。

「コドマモ」アプリに期待される効果としては、犯罪を減らす抑止力になること、親子の対話を促進する仕組みとなること、子どもが加害者になることを予防すること、また、学校配付の学習用タブレット端末にインストールすることで、学校内外での性的な自撮りや盗撮を防ぐことができることだそうです。

令和5年7月13日に開催されました令和5年度第1回愛知県青少年保護育成審議会においても、「コドマモ」アプリについて触れられ、啓発していきたいとのことでした。愛知県警より愛知県教育委員会を通じて紹介依頼もあったようで、県内の学校によっては公式WEBサイト等で周知を図られているところもあります。子どもたちが心豊かに健やかに育つためにも、犯罪に巻き込まれる危険性を遠ざけ、トラブルを未然に防ぐ手立てを講じることは重要なことであると考えます。

そこで、以下伺います。

①子どもを守るために愛知県警等が開発したアプリ「コドマモ」の周知啓発について

また、学校配付の学習用タブレット端末は自宅に持ち帰ることもできるため、その時間帯の管

理まで学校や教員に求められた場合、対応は難しいものと考えます。

さらに伺います。

②子どもを被害者にも加害者にもさせないために、学校配付の学習用タブレット端末に「コドマモ」アプリをインストールすることについて

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

1の①の質問についてお答えいたします。

本市が平成30年10月に、株式会社エアロテックと締結しました「災害時等における無人航空機の運用に関する協定」の内容につきましては、災害時において、株式会社エアロテックが無人航空機ドローンによる災害情報の収集等を実施し、本市に必要な映像や画像等を提供することとなっています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

平成30年締結の協定ということで御紹介いただきましたが、その協定の中に今お話ありましたドローンにより災害情報の収集等を実施し、映像や画像等を提供してもらうという表現がありますが、その映像や画像を撮り送信するドローン、その機体の用意は誰がするのか、操縦者はどうやって確保するのか、運用の方法など、協定締結事業者との取決めはできている前提での協定書なんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

現状、詳細な取決めについてはございません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

平成30年の取決めで、それから7年たっておって、ドローンも非常に高性能になっておりますので、当時の内容を云々というのはどうかと思いますけれども、結果的にはあまり実用的でない協定になっていることだと認識します。

災害時に市と協定締結事業者が円滑に連携をして、今述べられていることが円滑に進めるために、事前の取決め、すり合わせ、打合せは必要だと思いますけれども、今後の取組についてはいかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

本市と協定締結事業者との打合せの中で、災害時に円滑に連携ができるよう事前に決めておくことや認識しておかなければならない事柄などについて、意見交換をしながらすり合わせを行っていく方向で話を進めております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

災害時の対応の一翼を担うことができるドローンの活用ですけれども、できるだけ具体的に、できるだけ早い形で何らかの具体的な締結ができることを要望して、次の質問に移ります。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

②の質問についてお答えをいたします。

過去の災害において、例えば、平成28年に発生しました熊本地震では、被災地に通じる道路状況の確認や神社や仏閣といった建造物などの被害の把握に活用され、令和3年の熱海市の土石

流災害においては、空撮映像の下にハザードマップを作成するなど、救助活動に貢献しています。

また、ドローンを活用した災害協定の締結状況について、本市以外の東尾張ブロック 8 市を調査したところ、5 市が協定を締結、または締結予定としており、本市をはじめ近隣自治体も災害時のドローンの有効性を認識していると考えています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11 番議員（飛永 勝次君）

今のお話の中で、熊本の地震のときに既に運用されておったりとか、ほかの事例もたくさん聞かせていただく中で、東尾張ブロック 8 市の調査をされたということですが、この調査した内容をもう少し具体的に詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

こちらの調査内容といたしましては、今、答弁で申し上げましたドローンを活用した災害協定の有無のほかに災害時の活動内容や運用マニュアルの作成の有無などについてお聞きをいたしました。

活動内容につきましては、本市と同様に、映像や画像等による情報収集というところが多く、一部に災害対応に必要な測量、地図の作製、行方不明者の捜索などの内容が含まれているところもございました。

また、市独自でドローンを保有し、災害時以外に土木分野等でも運用している市もございました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11 番議員（飛永 勝次君）

協定の内容って大体どこの自治体でも、こういうことをやりましょう、ああいうことをやりましょうが書いてあるんですけども、誰がどうやってやるのかとか、その機体はどうやって確保す

るのかとかということがあまり謳われてないんですね。これは協定を結んでから考えましょうっていう話だったのか分かりませんが、先ほども質問の中でも述べましたが、国土交通省が2022年の12月に無人航空機の操縦者技能証明制度という制度をつくっているんです。これはまた後でお話ししますが、飛行の区域の問題ですとか、許可の問題ですとか、非常に細かく国土交通省が決めております。これはインターネットで調べていきますと、令和3年の山火事か何かの事案のときに許可も何もないドローンがその上を飛んで画像を撮っていたようだったということを国土交通省が通報を受けてこういう制度をつくったようです。なので、活用に関しては非常に有効なものなんですけども、誰がどうするのっていう話が多分なかなか現状では煮詰まってない現状かなと思います。

それとプラス、ドローンを操縦するに当たって、国交省が言うように技能が要りますので、やっぱり3か月に1回しか触らない状態では、災害時に有効な技能が必要なこともできないようになるので、その人をどうやって確保するかとか、どうやって育てていくとかいうことにはなってきてしまうと思いますけども、これは大きな課題だと思います。また、後で触れますけども、今、御答弁の中で、土木分野で使っている自治体もあって、1機とか2機とか持って、それを操縦する職員の方がみえるんでしょうね。これは橋梁の点検とか、河川の堤防の点検とか、建物の屋上、また外壁の点検、こういったことに関しては非常にカメラの精度も非常に高いものですので、活用することは可能であるのではないかなと思いますので、通常業務への導入の検討があってもよいのではないかなと思います。

次の質問に移りますけども、大規模災害のときに、今回の能登半島もそうですし、資料をお配りしてますけども、国交省のホームページにあるものをそのままコピーしてここへ出させてもらっていますけども、搜索とか救助活動などのため緊急用務を行う航空機の飛行が想定される場合に、ドローン等の無人航空機とか、こういったものが飛行が原則禁止される緊急用務空域というのが指定がされます。このようなケースに備え、国や県、自衛隊、警察、消防、関係機関との検討や調整、それぞれに緊急用務空域を設定する権限を持っています。国も県も自衛隊も警察も、これに加えて我々市町村の自治体も権限を持っています。そうすると、災害時に当たって、誰がどのように何のためにドローンを飛行させるとかということに当たっては、事前に必ず検討調整が必要だと思いますけども、こういった話合いを今までされたことはございますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

現状そのような話合いはされておられません。今後の課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

私も手元に別の資料があるんですが、ドローン、無人航空機は、通常は飛べないところが今多いんですね。例えば、人口集中してる地区の上空は駄目です。150メートル以上の上空も飛んじゃ駄目です。なので、人口集中地区の上空というと、この清須市ですと、ドローンはほぼ飛ばせません。やれるとしたら庄内川の河川敷ぐらいなので、昔は何かよく飛んだ音を聞いたり見たと思うんですけど、最近は全くもう飛べなくなっております。この緊急用務空域というのは飛べない区域に入るんですけども、この緊急用務空域というのが設定がされると、実は、技能証明を受けた人、者が機体の認証を受けた、機体の認証というのは、ドローンそのものは今ICチップを埋め込んでいまして、航空局の管制塔で全部監視できるようになってます。なので、もし飛んできるとちゃんとレーダーに感知をして、誰が飛ばしてるということは全部分かるようになってます。

この無人航空機を飛行される場合、緊急業務空域が設定された場合は、機体認証を受けている、技能証明を受けている人が特定飛行がすることができるようになってます。もちろん搜索救助の範囲内は、自治体等から依頼を受けている場合は別ですけども、こういった飛行ができるようになってます。安全確保の措置が必要であったりとか、国土交通大臣の許可や認証が必要という形になっておりまして、非常に細かくルールが決められています。

今回の能登でも相当ドローンが飛んでいて、国土交通省のホームページに行くと、その日に何機飛びますかというのが全部出てます。技能証明を持った人、機体認証をされたものしか飛ばないので、飛行計画を出さないとそこでぶつかってしまっただけは意味がないので、こういったことが今、国土交通省で非常に細かく運用がされておる状態ですので、災害に備える形でも一刻も早く清須市災害計画の中に織り込んでいただけるように進めていただければと思います。

では、3番お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の③の質問に対し、舟橋管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、③の質問についてお答えいたします。

ドローン災害危機管理者は、災害対応における実践的な講習を受けた人材で、自治体の災害対策本部と緊密に連携する大切な役割を担うものであると理解していますが、令和4年から開始された新しい取組であり、本市の今後の取組の参考とするため、先進自治体などの状況把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

把握に努めてくださいとしか言えないんですが、今の質問の中にもありました一般社団法人救急医療・災害対応無人機等自動支援システム活用推進協議会（EDAC）なんですけども、実はこの発起人の方が先ほどお話があった平成28年の熊本地震のときに熊本におられて、熊本でもドローンを当時触っていらっしゃって、その方が映像提供したりとか、情報提供をされたということだそうです。その方がこの一般社団法人をつくられて推進をしておられると。

その中の1つエピソードをお聞きしたんですが、昨年、結構な豪雨がありました。愛知県内でも岡崎・三河地区のほうで被害が出ておる中で、静岡のほうでも出ておったんですけども、実は、ある自治体から、事前に災害時に自動飛行できるドローンができないかということで依頼を受けておったそうです。そのプログラミングを提供していたところ災害が起きました。その自治体は、ドローンは自動飛行で飛ばしたそうです。その映像を災害対策本部の中で首長がモニターで状況を確認しながら、実際の対策指示を出して災害被害に対応したという事例があるという話をこの間お聞きをしております。

清須市においても、平地ですけども、地震だった場合、液状化がどこで起きるか分からないと。液状化が起きた場合、救援物資を運ぶルートが寸断されていたらどうしますかと。そういうことも起き得る話でしょうし、平地であっても孤立化してしまうと支援の手が届かない、こういったこともリスク管理をしていかなきゃいけない。そういうことにこのドローンの活用というのは威力を発揮するものだなと思います。職員を危険にさらすことなく災害状況の確認が可能、また、その対策を練ることも早急にできるということですね。一刻も早くしっかり検証して取り入れ

ていただきたいなと思います。

先ほど、救援物資とか医療品を能登半島でも運んだっていう話をされましたけども、現状ですね、最大積載量49kgのものがあるそうです。今、積載も70kg可能なものを今、開発中だという話も出ておりますので、また、そういうことになってくると、災害時に必要な機体数とか操縦者の確保とか、危機管理をしていく中でどういう形でドローンを飛ばしていくのかということもしっかり検討していただかなきゃいけないと思います。

ドローンの災害危機管理の考え方の中では、ドローンを操縦する人と災害対策本部と連携を取って、ドローンの操縦者に指示を出す人と、またその補助する人、ドローンを飛ばしてる人は操縦でいっぱいいっぱいですから、だから、それを円滑に滞りなく効果的にってなると、3名体制のオペレーションが必要だというような話も出ております。

その中でもう1個だけ申し上げますと、災害が起きる前に、河川や橋梁とか法面とか工作物、事前に画像をドローンで収集しておいてですね、災害が発生したときに同じ場所を飛ばしてデータを重ねることによって、被害状況の確認もできるというソフトもあるそうですので、しっかり研究していただければなと思うところでございます。

防災力、減災力のより一層の強化と充実のための災害時のドローン活用を一刻も早く導入すべきだと申し上げておきますが、最後に部長の御所見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。丹羽危機管理部長。

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長の丹羽です。

ドローンについての質問ということで事前通告を受けまして、私もそれなりに勉強させていただいたんですけども、かなり難しい問題かなというふうには感じました。本市でドローンを所有して、あるいは資格を取ってまでは言わないんですけども、操縦する者がおれば、それは一番いいことかも分かりませんが、何せ、そのプランについてはハードルが高いのかなというふうになんか直感として感じております。

そのために7年前に民間業者と災害応援協定を結んだんですけども、議員が指摘されますように、中身についての具体的な調整は取ってございませんでした。これはドローンだけの話ではなくて、物資の調達とか資機材の調達、それと避難所の運営とか、そういったいろんな会社の方

と、１００ぐらいの企業と災害応援協定を結んでおります。ドローンの対応についてもそうなんですけども、より現実的に実効性のある、そういったことを担当者をきちっと確認して、中身、内容についてお互いにそういった連絡調整ができるような形で、一気に１００社とは言いませんけども、コツコツと調整をとってきたいと思っております。

そんな中でですね、今後そういった協力してくださる企業と風通しのいい関係を持って、ドローンの協定の内容もそうなんですけども、全体を考えて、そういった応援協定に基づいて減災対策を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

１１番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

今、部長さんの発言の中で、職員の方が操縦できればいいという話がありましたけども、実際、自治体で活用してらっしゃるところも、自分とこの自治体で操縦者とか機体を確保しているというところはないようです。外部団体に業務提携をして防災訓練に参加していただいたり、何をどうするという打合せを事前にしたりとか、日常的に仕事で使ってらっしゃる方々が集まってそういう訓練されたりしてるところもあるようです。

愛知県だと聞いたのが豊橋市が、「RED GOBLINS」という名前のドローンの操縦団体と提携をしてやってるそうです。また、この間、被害が出た岡崎市も外部のドローンの操縦者団体との業務提携を結んで、日頃の訓練とか、すり合わせをきちっとやって対応しているという話も聞いてますので、県内にも具体的な事例がありますので、しっかり調査した上で早く立ち上げていただけるといいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、２の①の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

２の①についてお答えさせていただきます。

令和５年５月に開催されました生徒指導推進協議会の中で、西枇杷島警察署の方から、「コード

マモ」の紹介がありました。6月の市内小中学校校長会で「コドマモ」について紹介をいたしました。児童生徒や保護者への周知啓発については、チラシ配布等を検討してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

ほかに言うことは何もないぐらいすばらしいアプリだと僕は思ってます。愛知県警が発信で、学生と提携してできたアプリということですね。これは犯罪の被害から子どもたちも守り、またSDGsにも貢献できるアプリということで、SDGsには17の目標のうちの16番が「平和と公正をすべての人に」というテーマで子どもに対する暴力をなくすというふうに宣言をされておりまして、こういったことに貢献できるものが愛知県から発信されていることに僕は驚いたというか感動しました。今回取り上げさせていただいて、ぜひ周知徹底を今まで以上に図っていただければと思います。

実は手元に、僕、白黒のコピーで真ん中のところにお顔の絵が2つあって、藤田医科大学医療医学部の学生が、SNS児童性被害防止アプリを発案というところがあります。これも読んでいただければ、どんなことがどんなふうに起きちゃってるのでこういうのを開発しましたってあるんですけども、チラシが両面になっていまして、皆さんも手に入れて読んでいただけるといいんですけども、裏面のチラシのキャッチコピーが、「子どもを叱ると相談できなくなっちゃう」って書いてあるんですね。子どものプライバシーと心身を守るシステムにしようということ、子どもを被害者にも加害者にもさせないという思いでつくられたそうです。

ここにAIで検知してという形があるんですけど、AIの後にペアレンタルコントロールというカタカナがいっぱい並んでいるんですけども、これは親のほうに入れるアプリと子どものほうに入れるアプリと2種類あるんですね。そのアプリを入れたスマートフォン同士が通信をして、子どものほうに入れたやつに何か起きると親のほうに電波が届くという仕組みになっているそうで、私の近しい人がやったところ、見事にちゃんと取れましたと言っていたんですけど、そういう画像を撮ったのかなと思ったんですが、こういったアプリになっておるそうです。

これも入れる入れないは自治体のほうからやってください、どうかお願いしますという話ではできないと思うんですけども、広く知ってもらってという活動だけは何かの形で進めていただければなのというのはお願いしたいなと思うところでございます。

次の質問に移ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の②の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

2の②についてお答えさせていただきます。

「コドマモ」は家庭用として開発されたものであり、わいせつな自撮りをAIが検知し、子どもに画像の削除を促すとともに、保護者に通知するアプリです。保護者用アプリ1つで子ども3人分を管理できる仕様となっております。そのため、クラス担任が複数の児童生徒を管理することができず、学習者用タブレット端末への導入には不向きであると考えられます。しかしながら、開発元の方でも、学習者用タブレット端末で導入できるよう「コドマモ」のバージョンアップ等について関係機関と連携していると伺っております。学校と歩調を合わせながら導入に向けて情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

今聞き漏らしたかもしれませんが、現状は清須市が学校に配付しているタブレットは、いわゆるこういったことがされると何かでブロックされるとか、システム的にはそういった仕組みにはなってるのでしょうか。そこだけ教えていただけますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

一般的なフィルタリング機能については、タブレット端末でも導入しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

飛永議員。

11番議員（飛永 勝次君）

分かりました。

となると、一般的なフィルタリング機能頼みであって、誰が検知するとか感知するとか、見つけて何やってんのみたいな話は多分あんまりできないってことになるんでしょうね。実は学校用に配付されたタブレットを使用して盗撮をしていたという事案が愛知県で起きてます。どこの自治体とは言いません。現にこういうことが起きてるんですね。こういうことは、やる人はどんな手を使ってもやると思うんで、言葉悪いですけどね。起きてはいけないことなので、さっきもお話があったように、「コドマモ」のアプリを今配付している学校のタブレットに搭載するための開発を、今、課長が言われたようにしているそうですので、これは出来上がり次第、またしっかり情報を入手していただいて、研究と検討を重ねていただければなというふうに思っております。

もう1個、最後、質問の中で、このアプリが国連で紹介をされたという話をしましたけれども、今現在、英語版を開発してるそうです。こういった世界の子どもたちを守るアプリが愛知県から出ているということは、愛知県ってやっぱりものづくりっていいですけど、頼もしい県だなという非常に感慨深いものと、我々はもっとこういうものを知って子どもたちの未来を守れるように仕事をせないかなというふうに思うところでございますので、また、こういったアプリの導入ことに関してもしっかり情報収集していただいて、清須市の子どもたちを守れるように、こういったものを推進をしていただけることを心からお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、飛永議員の質問を終わります。

次に、土本議員の質問を受けます。

土本議員。

< 4番議員（土本 千亜紀君）登壇 >

4番議員（土本 千亜紀君）

議席番号4番、土本千亜紀でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私の方からは、大きく2点質問をさせていただきます。

1つ目としまして、軟骨伝導イヤホンの導入について。

第3の聴覚経路として近年注目を集めています「軟骨伝導イヤホン。」軟骨伝導とは、耳の入

り口付近にある軟骨を振動させて音を伝える仕組みで、平成16年に奈良県立医科大学の細井裕司学長によって発見されたものです。現在、高齢者の方、難聴の方が生き生きと活躍できる社会の実現に向けて、医学知識や技術を地域経済の発展に生かす取組が進められています。これまで目に対しては、めがね・老眼鏡などがありますが、聞こえをサポートする配慮はありませんでした。一般社団法人日本補聴器工業会の一昨年の調査によると、日本の難聴者は人口の10%、人数に換算すると約1,300万人に上り、高齢化に伴い今後さらに増える見込まれています。

一方で同調査では、医療機器が高額なことなどを理由に、補聴器保有率が難聴者のわずか15.2%しかないことが分かっています。軟骨伝導イヤホンは耳に軽く当てるだけで利用できるのも、装着時の痛みが少なく、通常のイヤホンのように耳穴をふさがない上、左右のイヤホンの音量を個別で調整でき、片耳だけでも使えます。

また、イヤホンは集音器とセットになっている上、雑音を取り除く機能があり、小さな声もしっかりと聞くことができます。このため、大声で話すことによって個人情報や周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、難聴者のプライバシーの保護にもつながります。窓口用の軟骨伝導イヤホンを設置することにより、コロナ対策でマスク着用による聞こえづらさや大きな声で会話をしている個人情報を周囲に漏らすリスクの軽減が図られることで、高齢者の方が安心して窓口を利用できる市民サービスの向上にも大きくつながると思います。今後、窓口にも導入の検討をさせていただきたいと考えますが、本市のお考えをお伺いいたします。

2つ目としまして、女性に配慮した避難所運営について。

能登半島地震からまもなく2か月が過ぎようとしています。インフラなどの復旧が遅れる中、避難の長期化が懸念されています。こうした中、女性の視点を生かした避難所運営などが求められています。

災害を事前に止めることはできません。過去に学び、未来に備えるため、ハード面の整備はもちろんのこと、防災に対する市民の意識向上や避難所での生活環境の改善、また、地域防災力のさらなる強化等が求められており、重要な課題であると考えます。また、本市におきましては、市立小中学校全12校の体育館に、災害時で停電しても使えるようにLPガスを燃料とするエアコンを設置いただき、大変感謝しております。

避難所生活では、全ての人の安全・安心を確保することが求められ、生活に即した柔軟な発想と思いやりできめ細やかな配慮が必要となります。そこで、避難所の運営において、男性に加えて女性の視点を防災対策や被災者支援に生かすことは、女性だけではなく高齢者、子ども、妊娠

婦、障がい者、性的マイノリティの方など災害弱者の視点を生かすことになり、地域防災力の向上にもつながると考えます。

内閣府男女共同参画局が自治体向けに作成した防災復興ガイドラインによると、まず、避難所運営に女性が参画してリーダーシップを発揮できるようにする必要があります。具体的には、責任者や副責任者など、役員の少なくとも3割以上を女性にすることや、避難所での生活ルールづくりを行う際には女性の意見を反映させるよう促すことなどが挙げられています。いつ発生するか分からない災害に備え、平時から対策を考えていくことが大切だと思います。

そこで、本市における特に女性に配慮した避難所運営についてのお考えをお伺いいたします。

①女性の視点を生かした避難所の環境整備の取組について

②女性の防災人材の育成、活躍について

以上、御答弁よろしく願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の質問に対し、岡田人事秘書課長、答弁。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

1の質問についてお答えさせていただきます。

本市の窓口において、耳の聞こえにくい高齢者等の方々に対しましては、表情を確認しながらゆっくりと分かりやすく話すなど、相手の方に合わせた親切丁寧な対応に努めております。

今回御質問をいただきました軟骨伝導イヤホンは、窓口におけるコミュニケーションを円滑にして、プライバシーの保護にもつながると考えられます。こうしたことから、この軟骨伝導イヤホンは行政サービス向上の一助となる可能性がありますので、既に導入している先進自治体の状況・効果等を調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

現在での窓口の対応は、今御答弁いただきましたけれども、非常に親切に、また丁寧にいただいているということで大変ありがたく思います。また、窓口には老眼鏡なども設置をされてい

ますので、見にくい方にも配慮されてる窓口対応していただいていると思います。

ただ、曜日にもよるかもしれませんが、特に1階の窓口については、高齢の方が御利用される窓口も何か所かあると思いますけれども、結構たくさんの方がいらっしゃる中で、窓口でお話ししたりすると、一對一のやり取りがなかなか聞こえづらいと言われることも度々ありますけれども、そういった面からでも何か手助けの1つになるのではないかなというふうに考えて今回質問させていただきましたけれども、そこで、今現在のこの清須市におけるこういった耳の聞こえづらいというか、耳が不自由な方の制度についてお聞きをしていきたいと思うんですけれども、加藤部長、よろしいでしょうか。

まず、障害者手帳所持者に対する支援制度が各種設けられていることは承知しておりますけれども、障害者手帳所持者以外の耳の聞こえづらい方などに対して、本市独自の支援制度はございますでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、御質問がありました補聴器補助につきましてですけど、今、市内に住所がある18歳未満の者で、両耳の聴力デシベルが30デシベル以上であって、身体障害者手帳の交付等対象とならない方に補聴器の補助等を実際行っております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

分かりました。

その制度に関して、昨年度、令和4年度の実績を教えてくださいませんか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

昨年度の実績になりますが、購入に対しましては助成が2件、修理に対する助成が1件でありました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

現在は障害手帳をお持ちの方、またさらに条件をクリアした 18 歳未満の方に対しての支援制度があるということで今お答えいただきましたけれども、こうした耳の聞こえづらい高齢者の方々などに対する支援については、高齢者の方ですね、支援が全くない方ですけれども、今後どのように考えていらっしゃるのかお考えをお尋ねしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

今後、本市においても高齢者人口増加が見込まれています。安心して地域で暮らしていく上で補聴器が必要になる機会がどんどん増えてくるということは十分私どもも認識しております。

たしか昨年度に一般質問のほうで、加齢性難聴とか、中等度難聴者に対しての補聴器補助について一般質問があったかと思いますが、そのときに御答弁のほうをさせていただきましたが、まず、現在のところ本市においては、高齢者に対する補助ですね、そういうことは考えておりませんという答弁をさせていただいたかと思います。考え的には現在も変わっておりませんが、ただ、何もできないというわけではなくて、本市の考えとしましては、先ほど課長が答弁させていただきましたように、窓口をはじめ、高齢者ですと認知症サポーターの養成講座とか一般の方はたくさんあるかと思いますが、スキルアップ講座、介護予防教室等、市民向けの介護の養成講座がたくさんあるかと思っております。そういう中で、加齢性難聴者の対応や配慮の仕方の方などをお伝えをさせていただくとともに、他市が独自で行っている支援を参考にさせていただきながら、補助制度ではなくて、本市における耳の聞こえにくい高齢者の方々の支援策を調査研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

なかなか補聴器の補助といっても補聴器も高価なものなので、非常に買われるのをためらう方もいらっしゃるのですが、先ほど部長のほうもおっしゃってましたけれども、補聴器の補助はもちろん考えていただきたい1つではありますけれども、また、それに代わるものも、今回質問させていただいたこともぜひ御検討の1つに入れていただきたいなと思います。

実際に、まだまだこれも自治体で広がっているわけではなくて、先進事例じゃないですけども、実際に導入されている岐阜県の各務原市へ先月お話を伺いに行っていました。1月の下旬頃に導入されたばかりということなので、話を聞きに行った時点ではまだ2週間ほどしかたっていないということで、なかなかまだ市民の方の反応もなかったんですけども、市役所の1階と2階にそれぞれ1台ずつ軟骨伝導イヤホンが設置をされてまして、必要なときに必要な課で利用していくという形を取られていたそうで、一応、この時点では月に一、二回ほどの利用ということで利用される方も実際にいらっしゃるということで、この各務原市の市役所に関しては、庁舎を最近新しくされたということもあったせいだと思うんですけども、アクリル板が常に設置をされている。さらにマスクもされているということで、非常にやり取りが聞こえづらいというのもあって、担当の課の方が興味があったということもありまして、事前にいろいろ調べられて、実際に金融機関なんかでも、金融機関は本当に個人情報がたくさん詰まったところありますので、そういったところも今、徐々に利用が増えているんですというような話もされていたので、そんなお話もされている中で導入を決めたそうなんです。

実際にこの現物を見せていただいたんですけども、本当に非常にコンパクトなサイズなものでして、充電式でメンテナンスも必要がないということです。耳に当てるだけですので、耳の中まで入れるほどでもないですので、本当に耳の入り口に引っかけるような形になりますので、負担もないのかなと。ただ、気になるのは、いろんな人の耳の中に入ったりするものですから、衛生面で気になるという点も1つありますけれども、除菌シートで拭き取って対応していますということでお話を聞いてまいりました。

私も実際につけさせていただきましたけれども、お互いにマスク越しだったんですけども、しっかりとはっきりと相手の方の声も聞き取ることができますし、お隣で話をされている方の声まで拾う、すごく性能もいいものでございました。両耳に当てなくても片耳だけでも十分に聞こえるということだったので、これから導入していただくといいかなということを感じて帰ってまいりました。まだ導入したばかりなので、今後、市民の方にアンケートを取りながら、今

後、ほかの市役所以外の設置窓口への参考にもしたいということでお話をされておりました。

この各務原市のほかにも岐阜県のほうでは、大垣市で最近、先月末には名古屋市の緑区役所の福祉課の窓口にも既に導入をされ始めたということで、やはり聞こえづらい方への対応ということで、こういったことがまた大きく広がっていけばなというふうに思いまして、次の質問へ行きたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

それでは、2の①の質問についてお答えをいたします。

避難所ではたくさんの人が狭い空間で共同生活を行うことになり、困難の感じ方や必要な支援に違いがあるということを前提に、避難者のプライバシー、女性や子育て家庭の安全・安心を守るための工夫を行うことが、安全で安心できる避難所環境をつくることにもつながります。それに向けて、避難所における女性と男性の双方のニーズに丁寧に対応できるよう、管理責任者や職員、

自主的な組織運営には女性が参画し、リーダーシップを発揮できるようにすること、そのほか女性用品の配布方法の工夫、特定の人に過度の負担がかからないようにするため性別や年齢により役割を固定化しない、不安や悩み等に対する相談窓口の設置、巡回警備の実施など、女性の視点を生かした避難所の環境整備に取り組むよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

しっかり女性の目線に立った避難所運営のことを課長もしっかり考えていただいているということで、大変心強く思います。

今回、特に女性目線での避難所の環境整備の取組について、この後お聞きしていきたいなと思っていますけれども、まず、この市の備蓄品において、女性、また、小さなお子さんを抱えていらっしゃる乳幼児のいらっしゃるような家庭、また高齢者などに配慮したものは備蓄品の中では

ございますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

生理用品や液体ミルク、紙おむつなどがございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

今のところ、この3点が大きく備蓄品としてあるということで今お答えいただきましたけれども、今回、能登半島で地震が起きた際に、三、四週間ほどたってボランティアで避難所でお手伝いをされたという方からお話をお伺いさせていただきましたけれども、今回、報道でもありましたし、水のことが非常に大きな問題になり、断水をしていたため、当然、飲む水も本当に限られた中で生活をされてたと思いますし、当然、お風呂なんかにもずっと入れないという環境の中で避難生活を送られているわけですが、せめてお風呂に入れたい分、着替えだけでもしたいということで、女性用の下着も必要だと。なかなかやっぱり備蓄がされてなかったということも正直なところ、現場ではあったそうで、女性用の下着も必要であるのではないかとということでお話も伺いました。

また、本市におきましては、液体ミルクもしっかり備蓄をされているということですが、お水がないとお湯も沸かせませんので、赤ちゃんにミルクをあげるときにも作れないということで、今回、非常に液体ミルクの数が相当出たということで、現場では非常に役に立ったということで、液体ミルクはそのままお子さんに飲ませることができますので、こういった現場の声もありましたので、液体ミルクなどの賞味期限が非常に短いという商品でもありますけれども、在庫の管理というのは非常に難しいのかなと思いますけれども、こういった液体ミルクに関しては、在庫の管理はどれぐらいの数を今お持ちなんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

現在ですと、約200mLのものが年間630缶ほどになりますので、多い数ではございません。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

やっぱりとっさに何も持ち出せない方もいらっしゃると思いますので、液体ミルクなどの在庫の数のほうもしっかりまた検討していただければと思いますし、また、乳幼児のいる方の御家庭にお話を今回聞かせていただきましたけれども、この方は非常に御自宅で自分の避難所へ行くためのグッズをきちっと用意してある方だったので、非常にいろんなものを揃えてみえたんですけれども、ちなみに、お尻拭き、使い捨てスプーン、匂いの漏れない袋、消毒液、長期間常温で保存できる離乳食などを避難セットとして自宅に常備しているということでお話ししていただきましたので、私もすごく参考になりましたので御紹介させていただきましたけれども、この7月からの五条川防災センターが供用開始になるということもあり、防災の備蓄倉庫、必要な防災資機材の整備も進められていくと思いますけれども、備蓄品に加えて、予算に限りがあると思いますけれども、能登半島の地震を受けての備蓄品の見直し等もまた御検討いただければと思います。

次にお聞きしたいのがですね、避難所を運営するにおいて、非常に今回、お水と同様にトイレも非常に問題になりましたけれども、トイレ、着替え場所、物干し場など、プライバシーに関する確保についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

プライバシーの確保につきましては、昼夜を問わず、安全に安心して使用できるよう、トイレ物干し場、更衣室などは男女別に距離を空けて設けるということや、必要に応じて授乳室の設置などにも配慮することが大切であると考えております。

また、女性用のトイレにつきましては、男性用のトイレ数に比べて多く設置することも必要で

はないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。非常にトイレの問題も重要な課題となってくると思いますが、トイレの運用方法については、具体的にどのように運用されていくのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

こちらのトイレの運用方法についてなんですけれども、災害により水が使用できないような、そういった応急的なトイレの運用を考えますと、携帯トイレの使用を考えております。便器に取り付けて使用する袋タイプで、消臭効果もある凝固剤を使用し、取扱いも簡単で、衛生的であるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

今、課長の方からお話いただきました携帯トイレは、自分である程度確保していくのが大事なことだと思うんですけれども、御家庭や自主防災会などにも備蓄していただくとよいのではないかと考えます。今後は市民の皆さんに対してどのように周知をしていかれる予定でしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

これまでも市の総合防災訓練や地域の自主防災訓練、防災出前講座などにおいて周知をしてまいりましたが、引き続き、広報紙などにより市民の皆さんに周知をするとともに、本課の事業であります自主防災組織補助金制度を使って購入することもできますので、市政推進委員の方々にも周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

非常に重要なことだと思いますので、ぜひ幅広く皆さんに知っていただくように、これからもよろしくお願いしたいと思います。

避難所において男女別にトイレの距離を空ける、また女性用のトイレも男性より多く設置すると先ほど課長のほうからもお考えをお伺いしましたけれども、さらにまた、夜間にトイレを利用するときには、暗くてトイレに行くのやめてしまおうとか、そういうことにならないように、トイレまでの経路とかも明るくしていく配慮も必要なのかなと思います。

続いてお聞きしたいんですけれども、東日本大震災のときにも大変大きな問題になりましたけれども、避難所での犯罪に巻き込まれない取組や様々なことを相談できる窓口の設置などについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

答弁でも申し上げましたけれども、避難所での犯罪抑止のために巡回警備を実施したり、相談窓口を設置することなど、避難者のプライバシー、女性や子育て家庭等を守るための工夫を行うことが、安全で安心できる避難所環境をつくることにもつながるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

安全で安心できる避難所環境をつくるには女性の視点も大切だと考えていますけれども、避難所担当の女性職員というのは、今、割合はどれくらいなのでしょう。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

避難所担当職員の約 8 割が女性職員となっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

先ほど備蓄品のところでもお聞きしたんですけれども、女性用品の配布など配慮が必要なときがあり、先ほど課長のほうからも、配布のときにも気にかけていきたいというお言葉もいただきました。また、そういったときには女性の職員の方がいらっしゃると安心して受け取ることもできると思います。

また、あってはならないことですが、犯罪に巻き込まれたり、相談したいなと思ったときに、そういった環境を整えていくということも非常に大切だと思います。予防していくためにも、例えば、内閣府のガイドラインにも備蓄品のチェックシートがあると思うんですけれども、その中にもありますけれども、例えば備蓄品の中にも防犯ブザーを備蓄していくとか、準備していくのも1つの方法なのかなというふうに思いますので、こちらのほうもぜひまた検討していただくようお願いをして、次の②の質問のほうへお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の②の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋でございます。

それでは、2の②の質問についてお答えいたします。

内閣府男女共同参画局の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」によりますと、女性の防災意識は高い傾向にあります。実際に防災訓練や防災研修会などへ参加している女性はわずかとなっています。本市では、市民を対象に防災・減災活動を行うことのできる人材育成を目的とした地域防災リーダー養成講座を開催していますが、女性の参加率は参加者全体の約2割程度にとどまっています。今後は、市総合防災訓練の参加団体などの女性の方に対し、講座の参加依頼をしたり、女性の視点をテーマにした講座を行うなど、女性の参加率を上げ、女性のリーダー養成につなげていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

それでは、現在の防災会議委員における女性の割合はどれくらいでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

現在の本市の防災会議の委員は、23名おみえになりますが、そのうち女性の委員は、赤十字奉仕団長、更生保護女性会長、ボランティアコーディネーター連絡会長の3名となっております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

今23名いらっしゃる中、そのうち3名の方が女性だということで、以前に比べたら人数がすごく増えたと思いますけれども、まだまだ増えてほしいというのが率直な気持ちでありますけれども、この女性委員の割合の差というのが避難所運営の差にもつながるということで実際にデータも出てますけれども、実際に女性委員が10%以上の自治体では、こういった女性特有の生理用品なんかを備蓄している自治体が85.5%で、10%に満たない、女性委員がいらっしゃらない自治体では65.9%にとどまっています。また、粉ミルクや紙おむつといった乳幼児用品、大人用の紙おむつなどの介護用品の備蓄の差も非常に大きくなっているということで、今、本市におきましては、23名中3名が女性ということで、13%ということで10%以上にはなっていますけれども、今、女性用の備蓄品なんかもしっかりと備蓄をされているということで、ここから人数を減らさないように、さらにまた増やしていただけるようお願いしたいなと思います。

続いて、もう1つお聞きしたいのが、女性の防災リーダーの育成について、今後、課題等があればどのように進めていくのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

こちら先ほどの答弁と重複するところはございますけれども、女性の方々に地域防災リーダー養成講座への参加依頼をさせていただいたり、女性の視点をテーマにした講座を行うなど、女性の参加率を上げてリーダーの養成につなげていきたいと考えておりますけれども、その結果が、男女が共に防災に取り組むことで地域の共助力を高める推進力になればというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

女性の視点をテーマにした講座を行っていただくことができるとすごく皆さんの興味もあって、また、こういう防災の意識も広がっていくのかなと思います。

私も以前2回ほど、新川小学校で行われました地域防災リーダー向けの講座で、実際に避難所運営する訓練に参加をさせていただく機会がありましたけれども、ここではダンボールベッドを作成したり、汚物の処理をしたり、また簡易トイレの設置などを実際に体験できて大変参考になる訓練だったと思います。これも地域防災リーダー向けの訓練だったと思いますけれども、これが避難所ごと、学区ごとに行えると、参加される方ももう少し増えるのかなと思いますし、実際に今ブロックごと、また地域ごとで防災訓練されていると思いますけれども、そういった地域で行う訓練には女性の方も多く参加をされていますので、こういった方が大きな学区ごとの訓練に参加をすれば、また体育館がエアコンついてるんだとか、そういうことも実際に体験していただけたりとかすると思いますし、また、みんなが避難してくる地域にはこういった人たちがいるんだ、この人知ってる、この顔の人知ってるっていう地域のつながりの確認にもなると思いますので、大変な労力がかかることかもしれませんが、ぜひ学区ごとの訓練も実現できるのかなと思います。

また、こういった災害のときには、今回も能登半島でも非常に教訓になったと思いますけれども、人材がかなり重要なことになると思いますし、私自身もすごく痛感しましたので、また地域にはこういった防災意識が高い方がたくさんみえますし、日頃から地域のここのためにボランティア活動に一生懸命汗を流されている方もいらっしゃいますので、なかなか表に出られない方ではありますけれども、そういった方が、しっかり地域の防災リーダーとして、また女性の防災リーダーとして

活躍できるような場を提供していただくように危機管理課の方を中心にぜひサポートをお願いして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、土本議員の質問を終わります。

ここで2時40分まで休憩といたします。

（ 時に午後 2時27分 休憩 ）

（ 時に午後 2時40分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野々部議員の質問を受けます。

< 12番議員（野々部 享君）登壇 >

12番議員（野々部 享君）

議席12番、野々部 享でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは大きく2点でございます。

まず、1番目、木造住宅密集地区の改善について。

1月1日、マグニチュード7.6、最大震度7の能登半島地震が発生いたしました。地震活動は充分落ち着いてきたものの、今後も十分な注意が必要です。災害に遭われた方、亡くなられた方に改めてお見舞いとお悔やみを申し上げますとともに、今もなお多くの方が過酷な避難所生活を余儀なくされており、時間はかかるかと思いますが、一日も早い復興を願ってやみません。

輪島市観光名所朝市通り周辺では東京ドームより広い約5万2,000平方メートルが焼失し、店舗や住宅約300棟が焼失いたしました。地震直後に発生した火災の消火活動では、消火栓は断水により使えず、防火水槽も倒れた電柱や倒壊家屋などにより使えず、消防車も道路が寸断されて現地への到着も遅れたと言われております。

また、この地域は、プロパンガスのボンベや暖房用の灯油タンクを置く家屋が少なくなかったと言われております。悲しいかなそのような悪条件が重なってしまいましたので、このような被害が甚大したと思われませんが、昔からの古い木造家屋が密集していることがその大きな要因でもあったと考えられます。

大規模地震発生時には、同時に各地で火災が発生し、消防力の分散、断水、建物の倒壊による道路の寸断などによる救援・救助活動の低下が懸念されます。本市においても、消火活動を全く行うことができずに、火災が放置された場合の延焼クラスター状態に陥る地区は市内各地に存在していると思われます。延焼クラスターとは、延焼火災が起きた場合、運命を共にする建築群のことを言い、延焼クラスター内の建物から一軒でも出火し、そのまま放置された場合に、最終的に延焼クラスター内の建物全てが消失してしまう可能性がある状況のことを言います。

清須市国土強靱化地域計画の中でも、火災に強いまちづくり等の推進として、大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地においては、老朽建築物の除去や小規模な道路の整備等により改善を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を画期的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑化整備を推進するとあります。

そこでお伺いいたします。

①本市の木造住宅密集地の現状をどのように捉えておみえになりますか。

②地震発生時における多発火災の延焼危険性をどのように把握してみえますか。また、建物の倒壊、道路寸断による避難困難性をどのように捉えてみますか。

③木造住宅密集地内における道路、公園等の整備計画はどのようになっていますか。

④個人ができる地震対策、「耐震診断」、「耐震改修費補助制度」の現状はどのようになっていますか。

⑤今後の本市の「災害に強いまちづくり」に向けての施策はどのようになっていますでしょうか。

大きく2番目です。小学校における防災教育の必要についてお伺いいたします。

小学校では、地震・台風・火災などの災害に備えて定期的に避難訓練等が実施されております。いつやってくるか分からない、また学校にいるときではなく、自宅で一人だけでいるときにも、火災災害に慌てずに適切に行動が取れるようにしておくことが重要であります。

防災教育とは、災害発生のメカニズムの基礎知識を学び、防災・減災について理解を深め、自ら生き抜く力と周りの人を助けられる力を育み、学校や地域で進んで貢献できるような人材を育てることです。そのためには、小学校から中学校、高校と段階的に学んでいけるような環境づくりが必要であります。

残念ながら「防災教育」という授業はあるわけではありませんが、どのように取り組んでいけ

ばよいのでしょうか。防災教育は、学校内に限ったわけではありません。学校以外での家庭、地域でも広く行われる必要があります。日頃から家族で緊急避難情報への対応、避難所の確認、避難所までの経路などを確認しておくことが必要だと思われます。

そこでお伺いたします。

①小中学校における防災教育の現状はどのようなになっていますでしょうか。

②どのような問題点、課題がありますでしょうか。

以上お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課長の鈴木です。

1の①についてお答えいたします。

木造住宅密集地の現状については、本市内の状況を把握するため、令和3年度から令和6年度までの4年間で実施している都市計画基礎調査の中で災害関連の調査項目を追加で実施しております。この調査により、木造住宅密集地が美濃路沿いや区画整理等がなされていない未整理地区に集中し、地震防災の観点において危険性を有しているという結果となりました。良好な都市環境の形成を目指す上で課題であると認識しております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

本市も各地で区画整理事業が積極的に進められておりまして、ありがたいことに市外から若い家族の皆さんが多く転入されております。これも名古屋市に隣接した立地と本市が安心・安全で子育てしやすいまちづくりを目指した姿勢の賜物と理解しております。

一方で、美濃路街道沿いの防火地域、準防火地域にある昔ながらの木造住宅が密集している未整備地区は、道路や公園など基盤が不十分で、災害時には大きな人的・物的被害が想定されます。空家が多く確認される地区でもありますが、どこまで把握されてみえますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

空家につきましては空家台帳を整備いたしまして、空家の所在を把握しております。所有者の方の様々な御事情によりまして空家というものは存在しておりますが、管理が行き届いていないものに対しましては個別に改善をお願いしまして、また、周辺の危険性が高いものにつきましては、法に基づいた対応を行っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

本市も空家対策として今日、午前中にいろいろ質問がありましたように、空き家対策特別措置法が改正されまして、様々な施策を取ってみえると思いますが、今後とも改善になった点を十分活用していただいて取り組んでいただきたいと思います。

2番へ行ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

1の②についてお答えいたします。

先ほど御答弁いたしました都市計画基礎調査における災害関連の追加調査では、調査項目として、延焼拡大の危険性、建物倒壊の危険性、道路閉塞の危険性の評価を行っており、それぞれの分野での危険性について実態把握に努めております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

今、延焼拡大の危険性、建物倒壊の危険性、また道路閉塞危険性の評価と実態把握に努めると言われたんですけど、例えば、どのような調査を行ってみえるのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

延焼危険性については、地域にどれだけ公共空地や田畑などの空地面積があるか、耐火率の高い建築物がどれだけあるかというものを抽出し、そして算出してました不燃領域率ですとか、あるいは地区にどれだけ木造建築物が含まれるかなどから算出されます木防建ぺい率というものをを用いて評価を行っております。

建物倒壊の危険性につきましては、中央防災会議で示されております震度階別建物全壊率というものを参考に、地区内の建物の全壊率の平均を算出し、評価を行っております。

また、道路閉塞の危険性につきましては、地区内の道路幅員や延長、老朽建物の割合から、都市防災実務ハンドブックというものを参考に道路閉塞確率というのを算出し、評価を行っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

その評価というのは数字として表されてるんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

市内を細かく地区別に分けまして、その地区ごとに今お話した3つの評価・危険性をやっております、それによりましてどのあたりの地区が例えば延焼拡大の危険性が高いとか、道路閉塞する可能性があるかというところを、こと細かく調査で出しておるという状況でございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

数年前に美濃路の二ツ杵地区で数軒が燃える結構大きな火災が発生したんですけど、その後、火災に対しての検証というのはなされていますでしょうか。

それと、美濃路街道に面したところでもあれだけの火災が発生してるその一方、降りたところの密集地や何かだともっとひどい火災発生が危惧されるんですけど、そこら辺の検証というのはどういうふうにされていますでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

令和５年６月に美濃路沿いにて大規模火災が発生いたしまして、その後の議会においても御質問をいただいております。その際に御答弁をしたとおり、改めて未整備地区の住宅密集地における防災対策の必要性というのは認識をいたしました。

未整備地区内の対策といたしましては、市街地再開発事業、土地区画整理事業などの面整備の事業が考えられますが、事業化には地域の皆様の方々の協力や御理解というのが必要でございまして、何よりも整備に対する地域住民の皆さんの機運の高まりというのが不可欠であります。

また、住宅密集地区の整備は、他地区と比較いたしましても多額の事業費がかかります。事業化するには、時間、事業費、整備手法、市民との合意形成などの多くの課題があるというふうに考えております。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

１２番議員（野々部 享君）

ありがとうございます。

では、次の質問をお願いいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、１の③の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

１の③についてお答えいたします。

木造住宅密集地内を対象とした道路・公園等の整備計画はありませんが、一般的に、一定区域内で新たな道路・公園等を整備する手法としては、区画整理事業がございまして、組合施行の区画整理事業の場合、市が技術支援等を実施しており、道路・公園等の整備についての助言、指導も行っております。

そのほか、民間による一定規模以上の開発事業においては、市宅地開発等に関する指導要綱に基づき指導を行っております。

また、住宅等の建替えの際、前面道路が二項道路である場合、セットバックすることとなり、

これにより道路として活用できる幅員が確保されることとなります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

今、答弁あったんですけど、住民の高齢化とか相続などで結構複雑な地縁関係でいろいろ難しい問題があると思うんですよね。狭い敷地とか閉塞道路が多くて、接道条件も満たさないとの理由で、建替えというのも非常に困難だと思われんですけど、ただいま区画整理事業の手法が答弁していただいたんですけど、現実的に結構難しいものがあるのではないかなと思うんですけど、本市として、木造住宅密集地内の対象した道路とか公園の整備計画は今ないと言われたんですけどね。そこら辺どうしても道路の整備、公園のオープンスペースの確保、建築物の不燃化が本当に重要な対策だと思われしますので、今後、本市として今からできる施策を推進していただきたいと思うんですけど、そこら辺はどのように考えてみえますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

木造住宅密集地内における課題ですけども、空家の存在ですとか、耐震性を有しない建築物、安全性の基準を満たさないブロック塀など様々ございます。これらを改善することは、地域の防災安全性の向上につながることであります。

これらに対する本市の対策といたしましては、空家やブロック塀の除却、無料耐震診断や耐震改修などに対する各種補助金制度を設けております。引き続き、これらの支援を継続していく必要があると考えております。

また、狭あい道路についての課題も木造住宅密集地内における課題というふうに認識しておりますので、今後、他自治体の先進事例などをよく検証する必要があると考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

老朽木造住宅を除去することによりまして、防災性の向上と居住環境の改善が期待される老朽

木造住宅の除去補助制度について、本市の考え方をお聞きしたいです。今現状はどんな状況でしょうか。

それから、密集地での空家・空地の本市の積極的な土地の購入とかいうのは今は考えてみえますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

本市では、昭和56年5月30日以前のいわゆる旧耐震基準の木造住宅で、一定の耐震性を有していないものについての除却に対し補助というのを行っております。空家等の除却と同様に、耐震性能を十分に満たしていない木造住宅を改修または除却することは、住宅の密集地における防災性の向上に寄与するものであると考えております。

なお、現時点で密集地における空家・空地を市が積極的に購入する予定というのはございません。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

老朽木造住宅の除去の補助制度、ほかの市町を見ると、結構積極的に取り組んでみえるところがありますし、先ほど答弁がありましたように、調査結果に基づいて優先地区を決めて、まずそこから順番に整備していこうという市もあるんですけど、そこら辺は今、本市としてはどのように考えてみえますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

議員がおっしゃるとおり、一部の自治体では、老朽木造住宅に対する補助ということで、地区選定をして、例えば、名古屋市とかでも何々区の何々町というような形で、しっかり場所を明示して、密集した老朽木造住宅の地区限定で補助を行っておるというのもございます。ほかの自治体も、補助をやっている自治体も一部おられますので、こういったとこの先進事例をしっかり検証して、本市においても実施できるかとか、するべきかというところも引き続き検証をしてまい

りたいというふうに思います。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

ぜひ、検討のほうをよろしく願いいたします。

では、次、お願いいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、1の④の対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

1の④についてお答えいたします。

本年度、令和6年2月15日時点の耐震診断件数は27件、耐震改修は1件でございます。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

本市のホームページに、そのうちやるでは間に合いませんとあります。令和5年度の耐震診断の申込み、今27件、改修された方が1件とありましたが、その数字に対してどのように考えてみえますでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

耐震診断件数につきましては、令和3年度は11件、令和4年度は12件でございました。本年度はこれに比べますと増加しておりまして、市民の方の防災意識の高まりであるというふうに考えております。

一方で、耐震改修は1件にとどまっておりますので、これまで以上に啓発に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

能登半島地震前と年明けてからの申込件数の動きというのは、大分変化はあったんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

耐震診断につきましては、本年度実績27件のうち、令和5年4月から12月末までの申込みの件数というのは18件でございましたが、能登半島地震以降の令和6年1月から2月15日時点では、9件の申込みがございました。

耐震診断を受けた方の今後の流れとして、診断による総合判定によりまして耐震化が必要というふうに判断された場合は、建物全体の耐震改修ですとか、居室等の一部のシェルター化、または建物の除却など対策を講じていただけるように市から御提案をしております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

耐震診断をして実際に耐震改修をする、そのスパン的な問題というのは本市はよかったんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

耐震診断につきましては無料で実施させていただくんですが、実際、お申込み等で御相談いただいてから、建築士会のほうがその方のお宅の中まで入って診断を当然行います。そして、それについての結果が出てきまして報告書が上がってくるなど、そのあたり日程調整も含めると、大体1か月半ぐらいは耐震診断を終えるには時間を要します。

市の補助も使っていただいて耐震改修をしていただく場合は、まず耐震診断をしていただく必要がございますので、例えば、今からそういったことを考えていただく方は、1か月半ぐらい耐震診断に時間を要していただいて、その結果に基づいてすぐに耐震改修をしていただくとなると、また耐震改修は工事期間もございますので、それ相応の期間がかかりますので、全てが進めてい

くにはそれ相応の時間がかかるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

耐震改修の補助制度の金額なんですけど、今、ホームページを見ると100万円かな。障がい者の場合だと130万円とあるんですけど、そこら辺は今は限られた予算でいろいろ組んでみえると思うんですけど、補助の予算を引き上げる予定がないかお聞きしたい。というのは、診断を受けて危険性が分かっても、いざ開始に向けて一步を踏み出すことができないということで、特にお年寄りの方ですと、お金がかかって、そのままでもいいやということで諦めてみえる方も多いと思うんですけど、そこら辺はどのように考えてみえますでしょうかね。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

現在の補助金額の上限が100万円、障害者手帳1、2級をお持ちの方などは130万円ということで、全ての建物の耐震改修工事が100万円とか130万円というので、賄うことができないということは認識をしております。耐震改修工事は、建物の資産価値が上がることとなります。このため、一定額の補助により、市が耐震化を御支援していくということは必要ではありますが、あくまで所有者の方の費用で実施していただくものであるというふうに考えております。現時点で補助金の引上げの予定はございませんが、改修工事の工法によっては工事費は大きく異なりますので、安価な工法の紹介など、検討されている市民の方への御相談は引き続き実施していこうというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

この制度は本当に命を守る大切な補助制度でございます。本当にしっかりと本市としても皆さんに周知していただいて、市民の皆さんが本当に活用できやすいように、またよろしく願いたします。

次、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の⑤の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

1の⑤の質問についてお答えいたします。

災害に強いまちとは、住宅の耐震化・不燃化が進み、まちの基盤である街路を消防車等がいつでも走れるように整備し、地域の人々が活動するための公園や広場が確保され、貯水槽などの防災設備が整備されていることなど、まずハード面がイメージされますが、それだけでは万全ではありません。

過去の大規模災害では、最も被災者を救出したのは地域の人々であり、被災後の生活でも支え合い、助け合ったのも地域の人々でした。災害に強いまちとは、まちの施設や環境が安全で快適に整備されていることと同時に、地域の人々が助け合えるような関係性が構築されていることが不可欠であると思います。したがって、本市の今後の取組として、五条川防災センターの供用開始や避難所の防災備蓄倉庫の更新、必要な防災資機材の整備などといったハード面の整備と、地域住民による自主防災訓練や個別避難計画における要配慮者への支援などといったソフト面の活動に対する支援を一体となってい、災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

清須市の国土強靱化地域計画の中でも、巨大リスクがある大規模自然災害が発生した場合には、市民の生命・財産と市民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、社会経済活動を確実に維持するとありますが、現在、建設中の五条川防災センターは、本当に避難所として、また防災の備蓄倉庫として、市民の皆さんに十分心強い限りだと思っております。私も本当に防災センターができることを期待しております。

一方で、能登半島地震で発生した災害廃棄物ですね、ごみの量が通常の7年分に達して240万トンと推計されております。復旧の第一歩は廃棄物の処理からと思われます。まず第一に、その点もしっかりと考察していただきたいと思っております。

今回いろいろ質問させていただきましたが、総括して、丹羽危機管理部長にいろいろお聞きしたいと思います。よろしく御所見をお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。丹羽危機管理部長。

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長の丹羽です。

朝から、先ほどの議員から、今日は防災のことについて多いものですので、総括に私の災害に対する考え方を申し上げますと、やはり災害に強いまちづくりというのは、基本的には、防災食料の充実が必要かなと思います。防災食料、あるいは資機材の充実といいましても、私は、自分たちでまず事前に準備すること、いわゆる自助、それに補完する地域が共助、そしてそれになおかつ補完するのが公助というふうに思っております。したがって、個人で、あるいは地域でできないことを行政がやる役割だというふうに認識しております。昔は備蓄食料といえば乾パンというような時代で、時代が変わりまして、液体ミルクの話もあったんですけども、そういった時代に沿った、個に合った適切な蓄品をストックする必要ではないかと。また、アレルギー対応とかそういったきめ細やかな対応も必要かと思っております。

資機材につきましても、来年度予定しておりますけども、避難所・学校施設に炊き出しができるような設備が整ったものですので、今度はそれに伴います鍋、はそり、それとそういったものがすぐに調達できるような体制を整えたく、来予算に盛り込みをさせていただきました。

一方、避難所の運営につきましては配慮するということで、要配慮者の方たち、あるいは女性に沿った適切な避難所運営をしたいと思っております。それにはやはり女性の参画、いわゆる男女共同参画というのが大事でありまして、これは災害時になったら女性の方たちが活躍するのではなくて、平常時にいろんな会合、いろんなコミュニティがいっぱいあります。その中で、女性も一緒になってこういった地域に根づいていただきまして、男女共同参画という、そういった観点の中で女性活躍する社会が飛躍すればいいかなというふうに思っております。それには、当然、市民の方々の協力、住民パワーというのはすごい力でございますので、そういったものを官民一体となって災害対策に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

ありがとうございました。

大きい2番、よろしくお願いします。小さい①、②と一緒に答弁をよろしくお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①、②の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

2の①、②についてお答えさせていただきます。

市内小中学校では、地震・火災・水害といった災害に対応できるよう、避難訓練や防災講話などの防災教育を実施し、また、防災すごろく、東海豪雨紙芝居等の防災教室、授業の中で自然災害について学んでいます。

引き続き、②の質問にお答えさせていただきます。

防災教育については、発達段階に応じた、目的に沿った形で実施されており、大きな問題点はありません。防災教育の課題としては、教員の防災に対する知識の向上、児童生徒は防災・減災に繋がるような防災教育を通じた知識の習得、また、防災に関する最新の情報を市教育委員会・学校と、市危機管理部、または消防署との共有などが課題として挙げられます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

今、答弁いただきましたように、小学校では受身の教育でもいいと思われるんですけど、やっぱり中学校においては自ら自分で安全を確保する、また地域の皆さんと協力して災害時のボランティア活動を積極的に参加する、そのような力を身につけることが必要だと思われます。また、自分たちが日頃通っている学校が避難所となるケースも想定されますので、学校と地域が一体となった活動は求められます。その一翼を担うことができるのは児童生徒の皆さんだと思われますけど、そのような方々がホームルームのような時間を活用して防災教育を積極的に行っていくというのは必要だと思われるんですけど、そのためには先生方の防災・減災に対してのスキルの向上も必要だと思われますが、そこら辺はどのように今考えてみえますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

中学校段階の防災教育の目的は、日常の備えや的確な判断の下、主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる生徒です。そのための教育には教員のスキル向上が不可欠と考えています。市教育委員会としての取組として、令和5年度は、防災研修機構の先生による教員向けの研修を実施しました。今後も、教員のスキル向上のための研修を実施していく予定です。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

非常に難しいと思われるんですけど、小学校において、各教科での防災教育というのはどのように実施されているのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

小学校4年生が社会科で、自然災害から身を守る、総合的な学習で、自分の身を守るために必要なことを学ぼう、小学校5年生が社会科で、地震・津波などの自然災害について、総合的な学習で、みんなで守ろう我がまち、我が家族などが各教科の中で行われている内容になります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

ありがとうございました。

災害時の避難所のニュースを見てますと、過酷な避難所生活で憔悴し切ったお年寄りと会話をしたり、また、小学校の高学年や中学校の小さいお子さんと一緒に遊んだり、そういう姿をよく見られます。また、地域のボランティアの皆さんと一緒に活動している姿を拝見いたしますと非常に心強い限りであります。将来の防災リーダーとなっただけることを期待しておりますので、学校教育における防災教育、地元の地域も親も必要なんですけど、そこら辺をしっかりと

実施していただけるようよろしくお願いいたします。

私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、野々部議員の質問を終わります。

次に、浅妻議員の質問を受けます。

浅妻議員。

＜ 2 番議員（浅妻 奈々子君）登壇 ＞

2 番議員（浅妻 奈々子君）

議席番号 2 番、清政会、浅妻奈々子です。議長にお許しをいただきましたので、通告に従い、私からは大きく 2 点質問させていただきます。

1. 障がいのある子どもの切れ目ない支援体制について

令和 5 年 6 月に閣議決定された「こども未来戦略方針」には、「次元の異なる少子化対策」として、障がい児支援に関する項目も含まれています。その中で、「全ての子育て世帯を切れ目なく支援する」ことが基本理念の 1 つとして掲げられ、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもを育てる家庭に対して、より細やかな対応が求められています。

また、次期障がい児福祉計画では、障がいのある子ども本人の最善の利益の保証、子どもと家族のウェルビーイングの向上、地域社会への参加、インクルージョンの促進が重要視されています。

しかし、発達障がいを含む障がいのある子どもたちは、幼児期から児童期に至るまで、教育や福祉などの様々な部局や学校、通所支援事業所など複数の機関と関わっていきます。現状では、子どもの特性や家族の生活に合わせた選択をするために、保護者が適切なタイミングで必要な情報を得ることが難しい場合があり、この状況が不安の一因となっています。

成長に伴って変わる関係機関、同じライフステージで関わる教育や福祉等の関係機関の支援がどこかでプツリと切れることのないようにつながることが必要です。今回は、乳幼児期から児童期まで切れ目なくサポートしていくための取組について、以下質問いたします。

①乳幼児期から児童期まで、就学を含めた保護者支援のための相談窓口について

②保護者支援のための情報提供について

③教育現場への障がいのある子どもに係る福祉制度の周知について

④学校と障がい児通所支援事業所等との連携の強化について

大きな2番です。ケアリーバーの自立支援について、

ケアリーバーとは、様々な理由によって保護者の下で暮らすことができず、児童養護施設や里親など社会的養護の下で育ち、保護、ケアから離れた子どものことです。通常、高校卒業などを機に社会へ巣立っていきますが、自立は容易ではありません。厚生労働省が2021年4月に公表した初のケアリーバー全国実態調査では、その窮状が浮彫りになりました。5人に1人が収入より支出が多い赤字生活であることが明らかになり、経済的な理由から進学を断念したり、就職したが離職に追い込まれたり、孤立に陥ったりするケースが少なくありません。こうした実態を踏まえ、成立した改正児童福祉法は2024年4月に施行される予定で、ケアリーバーの自立支援を行う児童自立支援援助事業について、最長でも22歳までとする年齢制限や教育機関への在籍といった援助の要件が緩和され、都道府県が必要と判断する時点まで支援を継続できるようになります。

ケアリーバーの拠点事業について、今回の法改正では都道府県の業務と位置づけられましたが、身近な支援が必要であり、本市で暮らすケアリーバーに手が差し伸べられているのか、本市の現状と今後のお考えについて伺います。

以上、御答弁をお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

1の①の質問についてお答えいたします。

本市では、障がい等がある・ないにかかわらず、育児等に不安がある場合の相談窓口として、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュが連携し、妊娠期から切れ目のない相談支援を行っています。また、障害福祉サービスの利用相談では、清須市社会福祉協議会にある基幹相談支援センターにおいても、保護者等からの日常生活に関する相談などに対応しています。保護者支援のための相談支援窓口では、ライフステージに応じた窓口があることから、引き続き、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図り、相談支援体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2 番議員（浅妻 奈々子君）

今ライフステージに応じた相談窓口があると御答弁いただいたんですけれども、明確な相談の場合は大変心強いと思いますが、漠然とした不安を抱えているとか、ライフステージをまたいだ相談をしたいといったときに、現状では利用者が迷ってしまう、各課での情報共有が不十分だという声もいただいております。障がいもしくはその疑いがある場合に相談できる総合的な窓口の設置のお考えはありますでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

来年度にこども家庭センターの設置が予定されており、こども家庭センターでは、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの相談支援を一体的に行う相談窓口となっております。

障がいがある子どもの支援につきましては、既存の相談窓口とこども家庭センターの連携が必要と考えます。総合的な窓口の設置についての必要性も含め、今後考えたいと思います。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2 番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

現状ですと、障害の種類によって、最初に、医療・福祉へ関わりが大きいお子さんは教育へつながりにくく、発達障がいなど途中で障害が分かった場合には福祉につながりにくい、情報を得にくいというような実情があります。

保護者は必要な情報を得るために複数の機関や部局とやり取りしなければならず、その過程で不安や混乱を抱えることがあると聞いてます。例えば、保護者が保育園入園を希望しましたが、条件を満たさず最終的には幼稚園でも受入可能だったことが分かったんですけれども、情報提供がギリギリで不安を感じたということですか、学校の入学相談で福祉サービスが必要な場合、学校側が対応について十分理解せず、適切なサポートが得られない等のケースがあると聞いております。

各課と関係機関が情報共有をして、その子について考えられる支援パターンを全て想定できて

いれば、適切な支援に結びつけることができ、また、その後のフォローも行いやすいのかなと思います。今でも十分、各課は親切に御対応いただいていると思うんですけども、総合窓口という面でいくと、本市には予約制であるものの、お悔やみコーナーという各課を横断して対応している事業が現在あります。各課にわたる相談対応手続の一元化ができている本市のよい例だと思いますので、このようなものを参考に取り組まれてみてはいかがでしょうかと思うんですが、お考えをお聞かせください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

まずは、他の自治体の状況把握に努めたいと思います。その上で、支援に関わる関係課におきまして情報共有を図り検討したいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ぜひ、担当各課で協議していただいて、よりよい方法を探っていただければと思います。

また、各課間の連携強化という面では、情報共有や傾向分析を行うために記録を残すということも大変重要だと考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

障がいがある子どもを支援するに当たり、記録のほうを残し、情報共有することは必要だと考えております。実際、各課におきましても、引き継ぎが必要となる子どもについては記録のほうを残し、連携した支援に努めております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

今、御答弁の中で引き継ぎが必要になる子どもについては記録を作成しとおっしゃっていただ

いたんですけれども、お問合せをいただく最初の段階で、子どもの基本情報ですとか、今知りた
い情報へのチェック、今日相談したいことを記入するようなシートですとか、フォームのような
ものがあると引き継ぐ際の情報にもなりますし、どのような問合せが多いのか、また、その後ど
のような支援が必要になったのか、どんな問合せで来た方が結局各課連携が必要になったのかと
いうような分析にもつながると思います。よりスムーズな支援体制のために御検討いただきたい
ですし、今後、庁舎の増築や保健センターの改修などもありますので、ぜひ御検討いただければ
と思います。こちらは要望とさせていただきます。

次に、現在の就学支援について伺いたいと思います。

現在の就学支援ですが、早期教育相談会というのを行っていると思いますが、こち
ら現在はどうに行われているのか教えてください。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

早期教育相談は、愛知県教育委員会主催で、幼児期から就学前までの障がいのある子どもの保
護者を対象に、その教育に係る相談活動を令和5年度は7月に2回、春日井市のささえ愛センタ
ーで実施されました。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

こちらは春日井市で行われているということですが、保護者の相談に対応しているのは
どのような方が対応していただいているのでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

特別支援学校の先生と、市の就学相談の相談員2名体制で行っております。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2 番議員（浅妻 奈々子君）

市の就学相談の方がやっただいていいるといふことは、その方も清須市のほうから春日井市のほうへ行かれてるという認識でよろしいですか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

議員のおっしゃるとおり、その認識で結構でございます。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2 番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

そうすると、相談する側の保護者も相談を受ける相談員の方も、清須市から春日井市の方へ移動して相談を行っているということになります。やはりそのお子さんを連れて行くにしても、預けるにしても、保護者としては、春日井市まで足を運ぶ、その時間をつくるということは負担になります。どちらも移動されてるということなので、そうであれば、本市での実施も考えていただきたいと思うんですけども、本市での実施についてのお考えはありますか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

相談員の方と実施の方法、会場、日程等の調整をして、実施に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2 番議員（浅妻 奈々子君）

前向きな御答弁ありがとうございます。

本市では既に全ての子どもを対象とした教育相談があり、現在その案内は、保護者に対して就

学の前年の春に全体的に案内が行われていると思います。障がいのあるお子さんの保護者の方は、いち早く情報を知りたい、いろいろ見に行きたいという思いがあると思いますので、就学1年前の教育相談に加えて、早期教育相談会が毎年本市で行われるようになると、より安心できる支援体制になると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では、2番をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

1の②の質問についてお答えいたします。

妊娠期から学童期までの障害児福祉サービスを含む子育てに関する施策、関係機関の連絡先をまとめた情報冊子、子育て応援ガイドや子育てアプリ「キヨスマ」をホームページに掲載し、障害福祉サービス等の相談時には、サービス利用の手引きを配布するなど、保護者支援のための情報提供を行っています。そのほか様々な保健事業や児童館、子育て支援センター等においても、安心して子育てができるような情報提供に努めています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

先ほどの窓口の話にもつながりますが、障がいがある、またはその疑いがある場合に、特化したものがあると保護者不安の軽減になると考えます。現状では、子どもの年齢が上がるたびにどのような道があるんだろう、地域の学校はどんな雰囲気だろう、事業所というのはどんなところなんだろう、この子にとって最善の道は何なんだろうというふうに、保護者が1つ1つ情報集めて足を運び、問合せをしているような状況です。そんな中で、必要な情報が入らない、知らない道があった、必要な機関につながらないということが起きます。現状ある子育て応援ガイドやサービス利用の手引きなどは全体的に網羅されていまして、あの資料としてはすばらしいものだと思うんですけども、保護者からすると少し見づらいものになっていること、また相談の流れや手順が分かりづらく、最終的にたくさんの連絡先があり、迷ってしまうというようなことを伺っています。障がいのある子ども、その疑いがある子どもに特化した、将来を見通すことができる

ような、また、相談の流れが確認できるようなリーフレットや資料の作成が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

障がいのある子どもに特化したリーフレットを作成するかということにつきましては、既存のリーフレットに将来を見通すことができる相談の流れを加えるなどの方法も含めて、必要な情報が入手しやすいものになるように検討したいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2 番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

検討していただけるということですので、ぜひ検討の際には、実際に使う側のお母さんたちですね、保護者の方の御意見を聞いたりですとか、当事者団体の意見等も聞いて、せっかくですので見やすく分かりやすいものを作成していただくことを要望させていただきます。

では、次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1 の③の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

1 の③についてお答えさせていただきます。

教育現場への福祉制度の周知に関しては特別に機会は設けてはいませんが、社会福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーが学校からの相談に応じ、指導や関係機関につないでいます。市校長会や教頭会、教務主任会議等で福祉制度の周知に努めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2 番議員（浅妻 奈々子君）

ぜひ、周知をお願いしたいんですけれども、福祉現場からの要請に対して、学校側が、福祉現場の人がどのような立場でどの法律に基づいて行うのか等の制度を把握していない場合があり、支援が進まないということもあると聞いております。また、教育現場が福祉制度サービスを理解することで特別支援教育や合理的配慮の質が向上し、教師のスキルアップと負担軽減にもつながると考えられます。今、御答弁の中で、市校長会や教頭会、教務主任会議等々、具体的な会議のお名前を出していただきましたが、そのような教育現場で管理に当たっている役職の方々が理解していただくということは、多様性を受け入れる教育環境を育むために不可欠だと思います。大変お忙しい立場の方々だと思いますけれども、年に一度1時間程度お時間を割いていただくと非常に理解が進むと思いますので、ぜひ実現していただきたいと思います。お願いします。

次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の④の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

1の④についてお答えさせていただきます。

学校と障害児通所支援事業所等は、必要に応じて個別支援計画の共有やケース会議への出席など連携をしています。今後も学校と障害児通所支援事業所等の連携が進むものと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

障害児通所支援事業所等の報酬において令和6年度の改定が、ありまして学校との連携に係る加算の新設や拡充もありますので、先ほどの制度の周知とともにこういったことも追い風になると思いますので、連携を深めていただければと思います。

障がいのある子の切れ目ない支援、教育と福祉分野の連携というのは、インクルーシブ教育を目指すものであって、子どもは元々ユニークな存在。障害のあるなしにかかわらず、1人1人違うのが当たり前と考え、合理的配慮を実現し、共に生きる、共生するためのものです。

こども家庭庁の考えの中でも述べられていますが、障がいというくくりの中に子どもがいるのではなく、子どもの中に障がいがある子がいます。子どもから切り離されることのないような支援体制を今後望みます。

最後になりますけれども、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定されたと思いますが、障がいのある子どもたちの未来を見据えた今後の市の方針について、健康福祉部長にお考えをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

本市の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に当たりまして、障がいのある児童がみえる家庭等を含めたアンケート調査だと、各関係団体等のヒアリング、パブリックコメントを行わせていただきまして、市民の方から様々な御意見をいただきながら、障害福祉計画の策定をさせていただきました。

本計画の基本理念としましては、障がいのある人もない人も地域で共に育み、支え合う共生社会の実現として、障がいのある人、また、児童等が自分らしい日常生活、社会生活を営むことができるように定めた障害福祉支援法や児童福祉法に基づいて7つの基本方針、11の基本目標を設定をさせていただきました。全計画に掲げた基本理念がありますので、そっちのほう周到をしつつ、第3期障害児福祉計画においても、障がいのある児童、その家庭が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、今後も各種関係団体の方々と連携を図ることとかですね、今いろいろ各担当課長が答弁させていただきましたけど、やはりまず各課の連携が必要になってくるかと思っておりますので、そういう連携とか情報共有を図りながら、障がいのある児童が切れ目のない、年齢を問わない相談支援に努めることを目標にしていきたいと思います。

今回目標にしております障害福祉計画のサービスを着実に実行並び充実を図っていくことが今回の障害福祉計画をやっていくことだと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

丁寧な御答弁ありがとうございます。

基本方針でも、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健医療、障害福祉、保育、教育、就労支援など関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築

を図っていきますとの言葉がありました。行政も包括的な支援が求められていると思います。それがまさに重層的支援体制整備であり、やはり各課のどの方にお話を聞いても、とても今、真剣に考えてくださってるなというのが伝わってくるんですけども、今、本当に最善の体制ですとか仕組みかというところを模索していただいている中だと思いますけれども、ぜひ変化を恐れない挑戦を重ね、やさしいまちづくりをお願いいたします。

以上で、1 番の質問を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2 の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

2 の質問についてお答えさせていただきます。

本市の現状としましては、本市在住時に措置入所し、退所後に自立をした者の数は、令和元年度から現在まで3名であり、現在は市外に居住しております。また、ケアリーバーへの支援は都道府県が行っており、愛知県では、中央児童相談所及び西三河児童相談所に専門の職員を配置し、ケアリーバー等が孤立しないよう、必要な情報を提供、相談・助言、連絡調整を行っております。

今後、本市といたしましては愛知県と情報共有しながら、ケアリーバーの動向について注視してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2 番議員（浅妻 奈々子君）

児童養護施設で暮らす子どもが虐待によるものとは限りませんが、虐待に限った数字だけを見ても、令和4年度中に全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は約20万件で、過去最多となっています。愛知県でも前年からは微減したものの、児童虐待相談対応件数は約1万件と、高い数字になっております。

本市から児童相談所に一時保護される子どもの人数は年間何人ぐらいで、その後、措置されて暮らす子どもというのはどれぐらいいるのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

児童相談所等に一時保護される子どもは、ここ５年間のところで、年間平均３４人ほどでございます。そのうち措置によりまして暮らしております割合は、平均で２割程度というふうに認識しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

２番議員（浅妻 奈々子君）

年間ですので六、七人の子どもが措置で暮らすということですが、そこから自立して、現状、ケアリーバーの情報はどのように把握していますでしょうか。また、市としての支援はありますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

ケアリーバーの保護者が清須市内にいる場合は、県から市に対して通知がありますので、いつどここの施設から退所したかなどの情報等は把握をしております。

また、市の支援につきましては、ケアリーバーに特化した市としての支援は特にございませんが、ケアリーバーから支援を求められた場合や愛知県から情報提供や支援相談などがあった場合は、各関係機関のほうと連絡調整を行いながら、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

２番議員（浅妻 奈々子君）

質問の中でも述べましたが、施設退所後のケアから外れてしまったケアリーバーたちは、経済的な理由を一番に、そのほか、将来・仕事・人間関係ということに悩みを抱えています。ケアから離れてしまう前、退所準備段階のケアであるリービングケアでは、子どもの状態に応じて、職場体験や職場実習の実施などにより職業観を身につける取組が重要とされ、地域企業の協力や連携が必要になります。

先ほど、退所後、自立した方が現在は市外に住んでみえるということでしたけれども、もしかすると支援があれば本市で自立することも可能だったかもしれません。そこで、清須市役所の方でも、このような施設からの退所準備を行うリービングケアの一環として、子どもを受け入れて職場体験などを行うお考えはありますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

現在のところ、御提案のような受入れなどは考えておりませんが、子どもの状況に応じて、職場体験などにより職業観を身につける取組は意義のあることと認識しております。実施する場合におきましても、内容や方法、期間などを工夫するとともに、リービングケアに関する実践モデルやプログラムを研究することが必要かと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

少し関連で伺いますけれども、ケアリーバーの中には障がいのある子どもが約2割いるというようなデータもあります。先日、企業が障がい者を雇用する割合を定めた法定雇用率の引上げがありました。市も対象になると思いますが、市役所での障がい者雇用の状況はいかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

国や地方公共団体の法定雇用率は2.6％と定められております。令和5年の実雇用率は2.87％で、法定雇用率を上回っている状況でございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

法定雇用率を上回る率で雇用されているということで、障がい者の方も活躍できる場を提供し、

社会的にも大変意義のあることだと思います。

職場体験などの受入れは今のところお考えがないということですが、ケアリーバーについては、ようやく社会的に認知されてきた問題であり、その実情が明らかになってからまだ日が浅いですが、支援の必要性、退所後も切れ目のない支援が一層求められてきます。現在は都道府県の業務と位置づけられておりますが、今後、自治体間で支援に差が出てしまわないよう、本市としても有効な支援策を研究していただくことを要望いたしまして、私からの質問を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、浅妻議員の質問を終わります。

本日の一般質問は以上で終了といたします。

残りの方については、２月２７日火曜日午前９時３０分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

早朝より大変御苦勞さまでございました。

（ 時に午後 ３時４７分 散会 ）